

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

県外分診療報酬の全国決済制度(国民健康保険)を地方単独医療制度においても適用することで、国民健康保険被保険者の県外受診時の現物給付を可能とすること

提案団体

四條畷市、枚方市、西宮市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国決済制度を活用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国保連合会において行うことが、昭和50年の厚生省保険局国民健康保険課長通知で規定されているが、この公費負担医療に「地方単独医療制度」が含まれているかが明確でない。地方単独医療制度における県外受診の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国保連合会に委託できる旨の明確化など、地域において合意形成が円滑に取り組めるような措置を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

市区町村が実施する公費負担医療費助成については、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。地理的要因により日常的な受診医療機関等が都道府県外とならざるを得ない、都道府県境に居住している住民からは、都道府県外現物支給対応を求められてきたところ。一部市区町村では、社会保険加入者について、全国組織である社会保険診療報酬支払基金、医療機関等との協議のもと現物支給を実施しており、このことが住民サービスの向上及び事務の効率化につながっている。一方で、国民健康保険加入者については、都道府県外現物支給ができず、サービス格差が生じている。

【解決策】

厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和50年7月25日保険発第72号)」において、全国決済が療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化を図るとともに他県被保険者の療養取扱いの申出を促進することが期待されており、診療報酬の請求方法等が示された。未熟児養育医療など国の法令に基づく公費負担医療については、この全国決済制度が適用されているものである。全国決済制度における公費負担医療に地方単独医療制度が含まれるのかどうかを明確化し(含まれないのであれば、対象を拡張していただき)、各地方において、療養取扱機関、審査支払機関、保険者の協議のもと、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、被保険者の利便性がより一層高まるものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①国の公費負担医療と同様の仕組みを適用できれば、地方単独医療においても現物支給が可能となり、安心して受診ができる環境づくりができ、日常的に都道府県外診療とならざるを得ない住民のニーズに応えることができる。
- ②都道府県外現物支給の実現により、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の負担軽減、サービスの向上につながるとともに、行政の事務も軽減される。
- ③現物支給になると、加入保険の保険者が医療費の管理を行うことができるため、医療費のお知らせ等で実際

の支払い額が記載されることにより、住民が税法上の医療費控除の申告の際の算出が簡易になる。

④現物支給により、窓口での負担金額が軽減されることから、医療機関等での医療費未払いの減少が期待され、医療機関等の安定した経営につながるが見込まれる。

根拠法令等

厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和 50 年 7 月 25 日保険発第 72 号)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

船橋市、横浜市、海老名市、兵庫県、五條市、広島市、東温市、朝倉市、荒尾市

○当市においても同様に、市区町村が実施する公費負担医療費助成について、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。住民にとって、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、都道府県外現物支給が可能となり、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の大きな負担軽減になることとなる。また、当市においては、地方単独医療に伴う事務作業を複数の関係課をまたがって処理しており、事務作業に多大な時間と労力が必要となっている。このようなことから、償還払いの申請が減少するだけでも、大きく行政の事務も軽減される。

○当市においては県外受診分について保険者間での差を設けないために一律で償還払いとしているが、申請手続きが手間であることや一部負担金を一旦支払うことが負担であるとの苦情を聞くことが多い。また、現行の償還払い対象の大半が県外受診分であるため、事務の効率化の観点からも、現物給付化は効果が大きいと考える。

○区役所窓口における償還払い事務が無くなることで、区役所の業務負担減に繋がる。

各府省からの第 1 次回答

地方単独医療費助成において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とすることは、現行通知でも可能である。他方で、現物給付とするためには、地方単独医療費助成を行う自治体において、区域外の医療機関等に対して現物給付で取り扱うことについての必要な調整などを行っていただく必要がある。既に、こうした調整を経て、三重県や島根県の一部の自治体などの地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところである。

今後、地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の審査支払業務の委託に係るご指摘の通知の記載については、提案団体の意見も踏まえながら、必要な措置を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、他県国保連に対して、毎年、県外の医療機関等を受診した際の地方単独医療分の現物給付を実現するための委託契約を要望しているものの、県外の保険者の事業を行うことができないとして断られている状況にある。また、現状では、県外受診時の地方単独医療分の請求・審査事務を県外の医療機関等や国保連が行うには、双方のシステム改修が必要であり、費用負担が大きいことも課題。このため、現行通知上、現物給付が可能とされているとしても、当市においてはそれができておらず、実現には多くの課題がある。さらに、本回答で示された一部自治体での県外現物給付は、単票レセプト方式による運用で、医療機関等が医療保険分と地方単独医療分を分けてレセプト請求を行う必要があり、事務負担が大きいものである。

一方、社会保険では、社会保険診療報酬支払基金において 1 枚のレセプトで複数の医療制度の請求ができる併用レセプトによる運用が可能であるため、医療機関等の負担が少なく、自治体のシステム改修費の負担も少ないため、一部自治体では、県外現物給付が実現している。社会保険被保険者は県外現物給付ができていながらもかかわらず、国民健康保険被保険者においてはそれができないのは不合理であり、加入保険区分による手続き格差を解消するためにも、国民健康保険においても全国決済制度の活用で併用レセプトの運用を可能とし、他の自治体の実態や意向も把握したうえで、現行通知の改正に加え、システム改修費の支援や医療機関等との合意形成を図るなど、自治体と国保連との委託契約が実質的に進むような措置を検討していただきたい。

なお、厚生労働省の調査によれば、地方単独医療制度については、各自治体によって対象年齢等の差はあれど、全国で行われている状況であることから、住民、自治体、医療機関等のより一層の負担軽減を図る観点によ

り、全ての都道府県において現物給付が可能となるよう、各自治体任せではなく関係機関と連携して必要な措置を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【五條市】

当市においては、隣接する県外市町での社会保険加入者の受診分について、社会保険診療報酬支払基金、医療機関等と協議・調整を行い、令和5年10月から現物給付を開始することとなっており、できるところから住民の負担軽減、サービスの向上を目指していますが、国民健康保険加入者との間に差が出来てしまいます。一部市区町村では、既に都道府県外現物給付を実施し、都道府県外の医療機関等との現物給付での取り扱いについて必要な調整が行われ、ノウハウも有しています。

つきましては、地方単独医療制度についても、県外で現物給付が可能となりますよう、早急に必要な措置を講じていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

また、部分的には現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現行制度では、一部の都道府県で現物給付が実現できているものの、それは実態として地方自治体や医療機関等の協力・負担に依るものであり、全国各地で容易に現物給付が実現できているとは言えない。各地方自治体に委ねるのではなく、全国的に現物給付が容易に実現できるよう、地方単独医療制度においても全国決済制度を適用させるための国保総合システムの改修支援等により医療機関等の負担軽減を図るなど、必要な措置を検討すべきではないか。

住民の居住地や加入している保険によって、助成方法の差異が生じていることや、子ども医療費助成を始めとする地方単独医療制度が全国的に展開されている状況、更には規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)で示された内容を踏まえれば、医療保険制度を所管している厚生労働省が主導し、関係省庁と連携して制度を見直し、全国的に環境整備をすべきではないか。

各府省からの第2次回答

地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の現物給付化に係るご指摘の通知の取り扱いについては、現物給付化に当たって必要な調整が完了している場合において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とすることは現行通知上可能である旨を明らかにする方向で、地方自治体等の意見も踏まえながら検討してまいりたい。

また、ご要望に関して効率的な仕組みを構築するためには、全国の地単公費情報を収録した地単公費マスタの作成をはじめとしたシステム対応が必要であり、診療報酬改定 DX においてまずはマスタの作成に向けた検討を開始したところ、引き続き検討してまいりたい。

このほか、令和5年の規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)に沿って、地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁(子ども家庭庁及び厚生労働省)において、審査支払業務の審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【子ども家庭庁(16)】【厚生労働省(42)】

地方単独医療費助成制度

地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づく対応状況を踏まえつつ、以下のとおりとする。

- ・区域外分の診療報酬の審査支払業務については、審査支払機関と調整の上、区域外の国民健康保険団体連合会が地方公共団体との委託契約により当該業務を取り扱うことが可能であることなど、全国決済に係る事項を地方公共団体に令和6年度中に周知する。

- ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定 DX の取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタの作成及び当該マスタの効果的な活用方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

9

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

受給者本人の申出による児童扶養手当受給資格の喪失手続を可能とすること

提案団体

佐野市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

受給資格者が児童扶養手当法第4条に規定する要件に該当しなくなった場合や、手当の支給を受ける権利を2年行使せず時効消滅する場合以外においても、受給資格者が希望する場合は、受給資格喪失手続を行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

現行の児童扶養手当制度においては、受給資格者(以下「資格者」という。)に対して、毎年、原則対面による現況届の提出を義務付けているため、就業等により所得制限の上限を上回り全部支給停止となった資格者についても、同様に現況届を提出しなければならない。また、資格喪失するのは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合であり、資格者本人の申出による資格喪失は制度上存在していない。

そのため、今後支給を受ける見込みはほぼない全部支給停止の資格者に対しても、自治体は毎年書類を送付し、提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために仕事を休み平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。

現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格者本人の意思による資格喪失が可能となり、これまで生じていた受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条、第22条、第28条

児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条

「児童扶養手当の現況届等について」(平成29年4月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、郡山市、いわき市、白河市、越谷市、船橋市、柏市、稲城市、川崎市、海老名市、長野県、浜松市、富士市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、豊岡市、出雲市、広島市、三原市、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても、過去に受給資格者が自ら資格喪失(自己都合も含む)を申し出たが、受け付けられない事例があった。また、令和4年度の時効による児童扶養手当資格喪失者(令和2年度現況届未提出者)は7名であった。全員に対して現況届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令も行った。このように、受給者、自治体双方の負担が発生しているため、本人の意思による喪失も認めるべきである。

○全部支給停止対象者からの現況届の提出率が低いにも関わらず、都度催促の案内を送付する事務負担および対象者の精神的負担は大きいと感じている。また、過去に資格喪失を希望する者に対し、制度上できないと回答し、受給者の意思に沿えなかった記録がある。

○当市においても、所得制限により今後全部支給停止が続くと見込まれるため資格を喪失したいという受給資格者や、全部支給停止とはならずとも経済的に安定してきたため手当を受給せず自立をしたいといった申出が見受けられる。現在制度上、資格者本人の申出による資格喪失はできないため、時効消滅を待つ資格者も存在するが、現況届等の提出案内や督促文が送付されるため、資格者の心理的負担や自治体側の事務負担が発生している。

○当市でも、毎年、就業等による所得制限の上限を上回るために支給を受ける見込みがほぼない全部支給停止の資格者が、書類提出をしないことが多い。そのため提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために、状況によっては民生委員の元へ出向く必要があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、本人意思による資格喪失が必要と考える。

○当市においても同様に、所得超過者や年金受給により全部支給停止となっている受給者が一定数おり、その方々にも毎年8月に現況届提出を求めている。平日の来庁が厳しい受給者に対しては、窓口延長や土日開庁時の提出を案内しているが、それでも中には仕事の都合上来庁が難しい方がいる。仕事を休んでの来庁は受給者に負担を強いるものであり、現況届受付時等に辞退を希望する声が毎年寄せられているのが現状である。受給資格の辞退を可能にした際には、現況届未提出への督促件数や時効処理件数の減少に繋がるため、業務軽減化の実現も期待できる。

○当市においても、児童扶養手当が全部支給停止となっている受給資格者の中には、毎年度、所得制限限度額を上回り、支給停止の継続が見込まれるため、手当の資格喪失を希望する者が見受けられる。喪失を希望する者の理由として、現況届等の手続きのみ発生し、負担になるなどの理由による。また、時効消滅により資格喪失を希望する場合は、受給権を行使しない期間が2年間継続する必要があり、喪失までに配達証明等の通知発送など、自治体の多大な事務負担や受給資格者の心理的負担などが発生している。

○当県においても同様の事例が発生している。

自治体職員にとっては、メリット(事務負担の軽減)しかなく、住民にとってもほとんどデメリットはないと考えられる。

○安定した高収入の見込める受給資格者から資格喪失の希望を受けることが年に数件ある。

○当市でも同様の事例があり、資格者本人の意思による資格喪失が可能とすることで、受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなるため賛同する。

○児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する認定者が存在する。しかし、現行制度において任意での資格喪失を認めていない。その結果、児童の18歳到達による喪失又は現況届未提出に伴う時効による喪失以外に方法がない旨を認定者に説明することになるが、児童扶養手当に係る案内が届き続けることになる。当該対象者を捕捉し続け、通知を送付しないようにすることも可能ではあるが、職員及び対象者双方に負担を強いてまで本人の意思による喪失を拒む意義が乏しい。

○児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者(全部支給停止者)も、毎年8月に現況届を提出しなければならないため、辞退の意思のある受給権者は、現況届を提出しないことによる、基本権の消滅時効が完成し、基本権が消滅するまで待っている状況があると思われる。客観的事実に基づく基本権に辞退はありえないが、法の目的はひとり親家庭への就業支援等、他の施策と相まってその生活を支えているものであり、全部支給停止者による辞退の申し出を資格喪失事由とすることは、受給権者と自治体双方の負担・事務軽減につながり法の目的に沿うものと考え賛同する。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱いについて、児童扶養手当受給者の負担の軽減を図るための方策を検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、「児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱い」ではなく、受給者本人や扶養義務者の所得により、今後、児童扶養手当の支給を受ける見込みのない受給者が自ら資格喪失手続きを行う手続きを可能とすることを求めるものです。

現行の児童扶養手当制度においては、受給者本人の申出による資格喪失は制度上存在しておらず、法第4条に該当しなくなった場合や時効消滅の場合に限られています。全部支給停止の場合であっても、自治体は毎年8月に現況届に関する書類を送付し、現況届未提出の場合には督促を何度も行うほか、受給者は提出のために仕事を休み、平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が生じています。

「令和4年 地方分権改革に関する提案募集」において、「児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること」の提案がなされていますが、この場合でも、各種必要書類の提出に併せて、「平成28年6月16日付雇児福発0616第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」に沿った、現況届における口頭聞き取りの内容を受給者が別途、何らかの形で自治体に提出する必要があり、全部支給停止受給者の心理的負担は大きいと考えられます。

以上の点を踏まえ、受給者が希望する場合には、受給者自ら喪失手続きを可能とすることについて、御検討くださいますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨も踏まえ、児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失が可能となるよう、必要な検討を行い、検討の結果に基づいて令和5年度中に必要な措置を講ずる。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(7)児童扶養手当法(昭36法238)

(ii)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当の受給資格者からの申し出による資格喪失を可能とすること

提案団体

大和郡山市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当の受給資格者の申し出による資格喪失を可能とすること

具体的な支障事例

児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する受給者が存在する。しかし、現行制度において資格喪失となるのは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合のみであり、自ら辞退するという形での資格喪失を認める方法が無い。受給資格のある者もしくは扶養義務者に十分な所得があり、全部支給停止で今後も所得制限額を下回る見込みがない者にとって、給付されない児童扶養手当の手続のために仕事を休み、現況届を提出しなければならないのは、時間的にも精神的にも負担である。現況届の提出がない場合、督促通知や時効の通知が市から届くことになり、精神的に負担となる。また、毎年年始に行う時効処理の対象となる者の多くが、全部支給停止であることを理由に現況届を提出しない者である。時効処理においては、対象者に対して配達証明や公示送達を用いて、確実に受領したことを証明してもらう必要があり、職員及び対象者にとって心理的負担や事務負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格者本人の意思による資格喪失が可能となり、これまで生じていた受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条、第22条、第28条

児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条

「児童扶養手当の現況届等について」(平成29年4月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、郡山市、いわき市、白河市、越谷市、船橋市、柏市、稲城市、横浜市、川崎市、海老名市、長野県、浜松市、富士市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、池田市、豊岡市、出雲市、広島市、三原市、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても、過去に受給資格者が自ら資格喪失(自己都合も含む)を申し出たが、受け付けられない事例があった。また、令和4年度の時効による児童扶養手当資格喪失者(令和2年度現況届未提出者)は7名であった。全員に対して現況届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令も行った。このように、受給者、自治体双方の負担が発生しているため、本人の意思による喪失も認めるべきである。

○全部支給停止対象者からの現況届の提出率が低いにも関わらず、都度催促の案内を送付する事務負担および対象者の精神的負担は大きいと感じている。また、過去に資格喪失を希望する者に対し、制度上できないと回答し、受給者の意思に沿えなかった記録がある。

○当市においても、所得制限により今後全部支給停止が続くと見込まれるため資格を喪失したいという受給資格者や、全部支給停止とはならずとも経済的に安定してきたため手当を受給せず自立をしたいといった申出が見受けられる。現在制度上、資格者本人の申出による資格喪失はできないため、時効消滅を待つ資格者も存在するが、現況届等の提出案内や督促文が送付されるため、資格者の心理的負担や自治体側の事務負担が発生している。

○当市でも、毎年、就業等による所得制限の上限を上回るために支給を受ける見込みがほぼない全部支給停止の資格者が、書類提出をしないことが多い。そのため提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために状況によっては民生委員の元へ出向く必要があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、本人意思による資格喪失が必要と考える。

○当市においても同様に、所得超過者や年金受給により全部支給停止となっている受給者が一定数おり、その方々にも毎年8月に現況届提出を求めている。平日の来庁が厳しい受給者に対しては、窓口延長や土日開庁時の提出を案内しているが、それでも中には仕事の都合上来庁が難しい方がいる。仕事を休んでの来庁は受給者に負担を強いるものであり、現況届受付時等に辞退を希望する声が毎年寄せられているのが現状である。受給資格の辞退を可能にした際には、現況届未提出への督促件数や時効処理件数の減少に繋がるため、業務軽減化の実現も期待できる。

○当市においても、児童扶養手当が全部支給停止となっている受給資格者の中には、毎年度、所得制限限度額を上回り、支給停止の継続が見込まれるため、手当の資格喪失を希望する者が見受けられる。喪失を希望する者の理由として、現況届等の手続きのみ発生し、負担になるなどの理由による。また、時効消滅により資格喪失を希望する場合は、受給権を行使しない期間が2年間継続する必要があるため、喪失までに配達証明等の通知発送など、自治体の多大な事務負担や受給資格者の心理的負担などが発生している。

○全部支給停止となっている世帯の中には、安定して就労し今後児童扶養手当の支給制限額を下回る見込みがない世帯も多く、児童扶養手当の資格喪失を希望する資格者が一定数いる。しかし現行制度では、「辞退による資格喪失」が存在しないため、毎年現況届を提出しなければならない。

今後児童扶養手当が出る見込みがないが、現況届の提出のために有休を取得しなければならない、資格者への負担が大きい。

また現況届を提出せず、時効による資格喪失を図る者もいるが、現況届の督促状及び提出命令書の送付を行わなければならない、資格者の心理的負担や職員の事務的負担が生じている。

○当県においても同様の事例が発生している。

自治体職員にとっては、メリット(事務負担の軽減)しかなく、住民にとってもほとんどデメリットはないと考えられる。

○安定した高収入の見込める受給資格者から資格喪失の希望を受けることが年に数件ある。

○当市でも同様の事例があり、資格者本人の意思による資格喪失が可能とすることで、受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなるため賛同する。

○児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する認定者が存在する。しかし、現行制度において任意での資格喪失を認めていない。その結果、児童の18歳到達による喪失又は現況届未提出に伴う時効による喪失以外に方法がない旨を認定者に説明することになるが、児童扶養手当に係る案内が届き続けることになる。当該対象者を捕捉し続け、通知を送付しないようにすることも可能ではあるが、職員及び対象者双方に負担を強いてまで本人の意思による喪失を拒む意義が乏しい。

○児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者(全部支給停止者)も、毎年8月に現況届を提出しなければならないため、辞退の意思のある受給権者は、現況届を提出しないことによる、基本権の消滅時効が完成し、基本権が消滅するまで待っている状況があると思われる。客観的事実に基づく基本権に辞退はありえないが、法の目的はひとり親家庭への就業支援等、他の施策と相まってその生活を支えているものであり、全部支給停止者による辞退の申し出を資格喪失事由とすることは、受給権者と自治体双方の負担・事務軽減につながり法の目的に沿うものと考えられる。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱いについて、児童扶養手当受給者の負担の軽減を図るための方策を検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、「児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の『現況届の取扱い』」ではなく、受給者本人や扶養義務者の所得により、今後、児童扶養手当の支給を受ける見込みのない受給者が自ら資格喪失手続きを行う手続きを可能とすることを求めるものである。

現行の児童扶養手当制度においては、受給者本人の申出による資格喪失は制度上存在しておらず、法第4条に該当しなくなった場合や時効消滅の場合に限られている。全部支給停止の場合であっても、自治体は毎年8月に現況届に関する書類を送付し、現況届未提出の場合には督促を何度も行うほか、受給者は提出のために仕事を休み、平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が生じている。

「令和4年 地方分権改革に関する提案募集」において、「児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること」の提案がなされているが、この場合でも、各種必要書類の提出に併せて、「平成28年6月16日付雇児福発0616第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」」に沿った、現況届における口頭聞き取りの内容を受給者が別途、何らかの形で自治体に提出する必要がある、特に全部支給停止受給者の心理的負担は大きいと考えられる。

提案が実現すれば、受給資格者のみならず、各地方自治体の事務作業の効率化にもつながることになる。受給資格者および自治体職員の負担を少しでも減らすべく、前向きな検討をお願いしたく、以上の点を踏まえて、受給資格者が希望する場合には、受給資格者自ら喪失手続きを可能とすることについて、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨も踏まえ、児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失が可能となるよう、必要な検討を行い、検討の結果に基づいて令和5年度中に必要な措置を講ずる。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】
(7)児童扶養手当法(昭36法238)
(ii)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】

里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

具体的な支障事例

現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

里帰り出産のため一時的に居住している妊婦の情報を、住所地の自治体と里帰り先の自治体との間で共有することで、里帰り先の自治体においても、妊婦の相談対応や母子保健サービスの利用など、タイムリーな支援を行うことが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

○当府においても、要支援の妊婦について里帰り先の医療機関と住所地の自治体間での連携に困難が生じる事例があることから、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との情報共有・連携を図る仕組みの構築は望ましいが、マイナポータル等のデジタル手段活用にあたっては、タイムリーな情報共有・連携を実現できる運用体制等のソフト面の整備も必要不可欠となる。また、里帰り妊婦が産後ケア事業を利用できないという事例も生じており、住所地と里帰り先の自治体間の情報共有に加えて、産後ケア事業等母子保健サービスの広域利用ができる体制整備も必要だと考える。

○出産・子育て応援交付金の給付事務において、対象者が自治体間を転出入した場合、転出先の自治体にお

いて、過去の面談の実施有無や受給歴の把握ができず支援事務の煩雑さを招いている。左記に加えて転出入情報の確認も実現できれば、円滑な事務が可能となる。

各府省からの第1次回答

【こども家庭庁】

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

【デジタル庁】

こども家庭庁における検討を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

里帰り出産等で妊婦が自治体をまたいで移動する場合、その情報を体系的に把握し、居住地以外でも適切な支援が受けられるよう、統一した仕組みづくりが必要であると考えます。

本提案は、マイナポータルをはじめとするデジタル手段の活用による仕組みの構築を求める提案であり、支障解決に向けての具体的な方策案等があれば御教示いただきたい。

なお、本提案については、内閣府の規制改革推進会議第10回人への投資ワーキンググループ(令和5年3月31日開催)でも提案し、令和5年6月16日付けで閣議決定された「規制改革実施計画」において各省庁が取り組むべき内容が明記されたところであり、当該計画に沿った形で、自治体をまたいだ切れ目のない支援体制の構築に向け、より具体の取り組みを進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。

システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報共有・連携を検討するにあたっては、どのような情報の共有・連携が必要なのかといった検討が必要である。このため、今年度の調査研究により「市町村間の情報連携」の現状やニーズ、「里帰り妊婦への支援を行う際の課題」等について把握することとしている。今後、調査研究の結果等を踏まえて、情報共有・連携する情報や情報共有・連携のあり方等について検討を進める予定である。

あわせて、モデル的に自治体、医療機関、妊産婦等の間で情報連携を図るための実証事業(母子保健情報デジタル化実証事業)を今年度実施しており、この中で母子保健情報のデジタル化の課題等を検証していくところである。

具体的な方策については、今後、調査研究の結果や、デジタル化に関する実証事業の結果を踏まえつつ、出産子育て応援交付金事業に基づく伴走型相談支援の推進とも併せて検討してまいりたい。

一方、上記の調査研究を待たずともできる対応として、今年度、里帰り妊産婦への切れ目のない支援を行う自治体の取組を後押しできるような対応を検討したい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(9)(i)】【デジタル庁(6)(i)】

母子保健法(昭40法141)

里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄が可能であることの明確化

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、地方自治法第96条第1項第10号及び市の債権管理条例に基づく債権の放棄が可能であることを明確化すること。

具体的な支障事例

【提案の背景】

市債権管理条例(以下「条例」という。)においては、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、権利の放棄に係る規定を設けている。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条における償還免除のほか、条例に基づく権利の放棄を行うことは、地方自治法に裏付けされた法令に基づく適正な処分と考えている。

上記により、条例による母子父子寡婦福祉資金貸付金の権利の放棄は、適正な処分であると考えているが、厚生労働省に確認を行うも、明確な回答がない。

【支障事例】

当市において、債務者及び保証人等が無財産や生活困窮状態のものや、接触到長期間努めても消滅時効期間内の完納に結びついていないものなど、法的措置を行っても今後回収の見込みがない債権や、破産免責がなされ法的整理を行うことができない債権を長期間抱えたまま、継続して管理を続けており、事務の非効率化を招いている。

【中核市の状況】

令和4年8月に中核市照会を行ったところ、当該貸付金返還金において、条例による債権放棄を行ったことがある都市は、回答のあった59都市中、32都市という結果であった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事実上回収できる見込みがないと判断される債権を一定の要件のもと放棄することで、債権管理事務の効率化を図り、回収可能な債権に注力することが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第96条第1項第10号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島市、越谷市、船橋市、長野県、豊田市、広島市、高松市

○本市では債権放棄の実績はないが、再三にわたり支払いを催促したにも関わらず、納付もなく相談にも応じない滞納者に対しては、弁護士に委託して債権回収を実施しております。弁護士により回収ができないと判断された場合は、本市債権管理条例に基づき、債権放棄を実施することとなります。

○提案内容について、適正な債権管理上重要なものである。

さらにいうと、本債権について、都道府県(指定都市及び中核市を含む。(以下「都道府県等」という。))で不納欠損処分を行ったとしても、国庫から借り入れた債権(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第 1 項の規定に基づいて国が都道府県等に貸し付ける貸付金(「国庫借入金」という。))が減額されず、債権が残るという不都合があるため、不納欠損した分について、国が国庫借入金を減額願いたい。

各府省からの第 1 次回答

地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 240 条第 3 項において、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、(中略)当該債権に係る債務を免除することができる」とされている。また、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 171 条の 7 において、普通地方公共団体の長は、同令第 171 条の 6 の規定により履行延期の特約等した債権について、「当初の履行期限から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権(中略)を免除することができる」旨が規定されており、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと自治体が認める母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権についても、こうした法令の規定に基づき対応されるべきものと考えており、個別に母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権の取扱いについてお示しすることは考えていない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法施行令第 171 条の 7 の免除は、その適用が極めて限定的であり回収見込みが無い債権に広く適用できないことから、多くの自治体では、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の議決による権利の放棄又は同条において認められた条例を定め債権放棄を行っている。

「条例で定める場合」として普通地方公共団体の支給する貸付金等につき一定の条件のもと返還義務を免除する場合は、逐条地方自治法(第 96 条十五)の中でも例示されており、条例による債権放棄は法令の規定に基づく対応であると考えられる。

本市では条例に、債務者が破産法第 253 条第 1 項等により債務免責された場合や、債務者が死亡し相続人及び相続財産が不存在の場合など、一定の条件の下で債権放棄ができる旨を規定しており、国においても債権管理事務取扱規則において同様の取扱いがなされている。

本市が条例に債権放棄を規定する理由は、破産等により法的に債務免責された者など、回収見込みの無い債権を長期に渡り管理する非効率を避け、回収可能な債権に注力する事務の効率化を図ることを目的としており、地方自治法第 2 条第 14 項に規定する「最小経費最大効果」の趣旨に沿ったものである。

本件貸付金において、「条例による債権放棄」ができない根拠は見当たらず、令和 5 年提案募集管理番号 18 の関係府省からの第 1 次回答には、「債権放棄についても、法律、条例等の特別の定めがある場合を除き、自治体の議会において議決されなければならないとされており、いずれも国が判断権限を有するものではない」とあり、条例による放棄は法令の規定に基づく対応であると考えられる。

以上を踏まえ、条例による債権放棄が可能であることを明確に示されたい。なお、条例による放棄が不可能である場合は、何らかの法の根拠が示されるべきである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】

既に法整備されている条文で対応することということも家庭庁の見解で納得します。しかし、「支障事例」で提案のあった不納欠損処分をした際の、国庫借入金の取扱いについて、ご教示いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権について、地方自治法や条例等の定めにより債権の放棄が可能である旨を、令和5年中に、通知等でお示しすることとしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)

母子父子寡婦福祉資金貸付金(13条1項、31条の6第1項及び32条1項)については、地方自治法(昭22法67)96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和5年10月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。

具体的な支障事例

市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども・子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考えられる。ところで、本市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。このような状況の下で、第1期計画(平成27年度～平成31年度)については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。法の施行から8年が経過し、施設整備等に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている本市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画(令和2年度～令和6年度)の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の見直しに伴う市町村の負担が軽減されることで、子ども・子育て支援のより一層の推進に注力できる。

根拠法令等

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年内閣府告示第27号)

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日内閣府通知)

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、足立区、横浜市、川崎市、長野県、浜松市、草津市、高知県、熊本市、鹿児島市

○自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。

また、計画見直しの要否や範囲についても、各自治体の自主判断に委ねていただきたい。

各府省からの第1次回答

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府事務連絡)において、

・「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、」としているが、

・その上で、「形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」

としています。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、それぞれの事情を考慮し検討した結果、見直しが不要と判断される場合は、見直しは不要としていただいてもかまいません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務連絡は、新型コロナウイルスの感染拡大による平時とは異なる特殊な状況を鑑み、中間年の見直しについて、「必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施」とされ、柔軟な対応を可能とすることが示されたものであると解釈している。

一方で、見直しの方法で示されている「既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」という記載では、中間年以前に見直しを行っている場合には中間年の見直しを行う必要はないこと、また、見直しの基準に該当しない場合でも潜在的な要因を踏まえて、中間年以降に見直す前提で検討することという解釈しかできず、例示としての説明とはいえ、計画期間内の見直しを基本にしていると受け止めざるを得ない。このため、教育・保育等の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合であっても、計画を見直すことについて、国の基準に沿ったものとして審議会の理解を得ることは困難である。

以上のことから、第三期計画以降の中間見直しについて、提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにするよう求めたものであり、そのことが明確になるよう、改めて事務連絡等でお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、

市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。
また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援事業計画の策定の趣旨は、行政の提供可能な体制整備ベースで、各施設・事業を整備していくのではなく、こどもたちや子育て世帯の潜在的ニーズも含め把握した需要ベースの計画を策定することで、より利用者目線に立った子育て環境を整備するために策定をお願いしているものである。このため、基本指針にも規定しているとおり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用状況・実績等と量の見込みが大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しは行っていただきたいと考えている。

他方で、これまでどおり、指針に規定する大きな乖離がある場合の解釈やその解釈に当てはまる場合は見直しはお願いしたいことはお示ししつつも、中間年における見直しが不要な場合について、現在の事務連絡の記載では限定的に解されるとの御指摘も踏まえ、例えば、各自治体において、上記の計画策定の趣旨・意義を踏まえ、議論・検討いただいた結果、見直しを不要と判断した場合は、見直しは不要であること等を明確化し、周知を行うことについては、前向きに検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(14) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

災害のおそれがある場合において代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とすること

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害救助法の適用時だけでなく、災害のおそれがある場合についても、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言時と同様に代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とするよう見直しを求める。例えば、災害救助法の適用がない場合であっても、市町村が「避難指示(警戒レベル4)」以上の避難情報を発令した場合には、国からの通知を待たずに市町村の判断で代替的な方法によるサービスを実施できることとする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

障害福祉サービス事業においては、災害救助法が適用された場合、音声通話や Skype などによる代替的な方法によるサービス提供が認められている。

しかし、この取扱いは災害救助法の適用に至るまでは認められず、災害発生後の数日後に発出される国からの通知を受けて初めて可能となるものである。

一方、障害福祉サービス事業は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下であっても事業の継続が要請されているところ、代替的な方法によって通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものと市町村が認める場合には、報酬算定して差し支えないものとされている(令和3年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」)。

【支障事例】

令和3年1月7日、当市を含む地域が大雪に見舞われた。気象台は同日10時33分に大雪注意報、翌8日6時53分に大雪警報を発令した。その後、10日20時00分、内閣府において災害救助法の適用が決定され、当市には9日に遡及して同法が適用された。

これに対し、厚生労働省から障害福祉サービスに係る緩和措置としての代替支援の適用を認める旨の通知があったのは、1月15日付け事務連絡「令和3年1月7日からの大雪による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」であり、県内では大雪による人的被害や交通障害が多数発生していたが、災害発生から当該通知の受領まで、代替的な方法による障害福祉サービスの提供を実施することができなかった。

【制度改正の必要性】

災害救助法の適用に至らない場合であっても、道路の予防的通行規制や公共交通機関の計画運休などにより、利用者及び事業所職員の双方にとって、事業所までの移動は困難であり危険を伴う。現在は、災害のおそれがある危険な状況であっても対面でのサービス提供が原則となっていることから、代替的な方法によるサービス提供を可能とすることにより、利用者及び事業所職員の安全を確保するとともに、柔軟かつ迅速なサービス提供を可能とする必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業所職員が災害のおそれがある場合に事業所まで移動する必要がなくなる。また、利用者は、災害のおそれがある場合でも、自宅等の安全な場所からサービスを受けることができる。
また、対面サービス以外の選択肢が確保されることによって、対面サービスの提供が困難な場合においても途切れのないサービス提供が可能となり、継続的なサービスの提供に繋がる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、長野県、高槻市、兵庫県、笠岡市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、障害者等に対して提供されるサービスの質を担保する観点から、指定障害福祉サービス事業者は、指定基準を踏まえて都道府県が定める条例に従って、障害福祉サービスを提供することが義務付けられているが、災害が発生し又はそのおそれが生じることにより災害救助法の適用を受けた場合等は、災害の程度等に鑑み、一部の指定基準について、例外的な取扱いを認めており、市町村が避難情報を発令したことのみをもって、直ちに指定基準の例外的な取扱いを認めることは、適切ではないと考えている。

なお、御指摘の1月15日付け事務連絡については、災害救助法の適用を契機として発出しているものではなく、非常に大きな災害の場合に、その被害の状況等を把握した上で、障害福祉サービス等の提供の継続性や利用者にとってのサービスの質の確保の重要性を勘案し、できる限りの支援の提供を行った場合の報酬算定を認めるという緩和措置が必要であると判断した場合に発出しているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「避難情報を発令した場合」はあくまで例示に過ぎない。大雨等の災害があらかじめ予想される場合や公共交通機関の計画運休の場合など、緩和措置を認める通知の発出に至らない場合であっても、事業所職員及び利用者の安全確保等の観点から、代替的な方法によるサービス提供が望ましい場面は多くあるところ。

回答によれば、代替的な方法によるサービス提供が認められるのは、災害の程度等に鑑み貴省が必要であると判断した場合に限られるとのことだが、この事後対応の方式では、通知発出までの間、利用者にとって必要十分なサービスが提供されない恐れがある。当市の提案が意図するところは、災害が発生する蓋然性が高く、対面でのサービス提供が困難と認められる場合にも、音声通話や Skype 等による障害者（児）への体調確認や相談支援、安全確認後の通所再開に向けたサポート等を行うことにより、効率的かつ切れ間のない障害福祉サービスの提供を可能とすることである。

また、貴省発出の通知は、災害救助法の適用のみを契機として発出しているものではなく、「必要と判断した際に発出している」とのことであるが、事業所職員及び利用者の安全確保並びにサービスの質の向上が図られるよう、当該緩和措置の適用に関する判断を市町村に委ねていただくか、少なくとも、どのような基準で通知の発出を判断されているのかお示しいただきたい。実際に災害に対応している地方においては、現に事業所から柔軟な対応を求める声が上がっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

災害時における指定基準の例外的な取扱いは、被災状況等を鑑みて、通常求められるサービスの質や量が確保されていない場合にあっても報酬算定を認めるものであり、そうした取扱いを市町村の判断で許容することは、災害時にあっても障害者等に対するサービスの質を一定程度担保する観点から適切ではないと考えている。

なお、災害時における指定基準の例外的な取扱いを市町村が迅速に行えるよう、必要な検討を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(iii)障害福祉サービス等の提供(5条)を行う事業所に係る報酬算定については、通所系サービス事業者が居宅を訪問するなど、事業者が代替的な方法によりできる限りの支援の提供を行った際に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることができる場合の基準を明確化するなど、災害時においても利用者への継続的な障害福祉サービスの提供を確保する観点から可能な方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱について、提示時期を早めること。

具体的な支障事例

交付要綱の提示について、各自治体は国からの交付要綱の提示を受け、支弁基準等の改定を行っている。当該年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保護単価設定表の作成や精算手続等を行う必要がある。近年は、新規の加算項目の追加、金額の変更等も頻繁に行われており、担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度末業務等と重なることで作業面においても非常に非効率な状況が生じており、過去には保護単価設定誤りなどのミスが生じたこともある。特に令和4年度については、令和5年3月20日に令和4年度要綱が示されたため、例年以上に業務が集中した上、補正予算対応も不可能なスケジュールであった。

また、年度末の提示では、施設側への各種単価の説明などを十分に行うことができず、請求元である施設にも負担を強めている状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付要綱が年度当初に確定されることにより、施設等に対し適正な経費を毎月支弁できるとともに、年度末から年度初めの業務が軽減され、ミスの減少につながる。また、予算要求においても、より近い年度の基準に基づき要求でき、補正予算等必要に応じた対応ができる。（現行：令和5年度当初要求に係る積算は、令和3年度要綱で行う。）

根拠法令等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、仙台市、茨城県、船橋市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、高知県、佐賀県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○当市でも毎年度末の繁忙期に単価設定表を作成するため誤りが発生している。要綱の早期提示により処理期限に余裕ができ、確実な事務処理を行うことができる。

○当県においても、交付要綱の発出遅延により保護単価設定及び措置費支弁業務が短期間に集中しており、担当職員の時間外勤務時間が極端に増加している。

○当該年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年度末に年度初めに遡って、保護単価設定表の作成や精算手続等を行っている。業務が集中する上、要項改正に伴い、新規の加算項目の追加、金額の変更等があった場合、本来であれば事業者への説明を行いたいが、十分な時間を確保が出来ない。

予算要求に関しても、前年度の要綱で算定し計上しており、補正予算対応も難しいスケジュールである。

○年度末・年度当初の事務作業の過大な負担となっている。年度末になってから各施設に新しい単価等を提示し、出納閉鎖までのわずかな期間で清算、支出を行うこととなるため、担当者が連日深夜まで作業を行っている。施設側の事務負担も大きい。

○年度末になってから当該年度当初に遡及する改定ゆえ、施設側に以下のような影響が生じている。

- ・新しい加算が確定していなかったことから、年度当初に該当職員を配置できないケースがある。
- ・施設にとって、精算による減額は負担となるため、これを避けるため、不確定な項目については年度当初から請求を控えるところもある。
- ・令和4年度においては、定額単価が上限のある実費額に変更された項目があり、年度初めに遡って適用されたことが施設にとって負担になった。

○現状の新要綱発出のタイミングでは、2月議会での補正予算対応が不可能であるため、過大に予算を留保し、結果として毎年多額の執行残を出すこととなっている。

○交付要綱の提示について、各自治体は交付要綱の提示があってから支弁基準等の改定を行っている。近年、新規の加算項目の追加、金額の変更等が頻繁に行われており、単価設定表や各種精算の処理に担当職員は時間外勤務が増加している。施設側への各種単価の説明会など十分に行えないでいる状況となっている。交付要綱が早期に示されれば、各加算を行うための手続きや人員配置、業務内容等を迅速に施設等に提示し、内容確認を行うことができ、高機能化・多機能化、機能転換がより進んでいくと考えられる。

○近年、要綱改正により基準単価が増額傾向にあり、積算した予算額との乖離が著しく、市内部の予算の流用により対応しているところ。左記支障事例のとおり、予算の不足が生じた場合、施設にも負担を強いる可能性があることから、早期の改正案の提示等、各自治体の状況に合わせた運用とされたい。

○国庫負担金の交付要綱の提示が年度末になることにより、当市の母子生活支援施設の精算額の調整・受入事務及び他市の母子生活支援施設に係る精算額の支払事務がいずれも遅くなり、影響が大きいため、要綱の早期提示を求めるものである。

○毎年5月末日までの出納閉鎖期間までに施設側に請求書等の書類提出を求めなければならないため、施設側にも負担感が生じている。また、短期間で支払い等の事務処理を行わなければならないことから、事務処理ミスが生じる可能性がある。

○国からの当該年度要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保護単価設定表の作成や精算手続等を行う必要があり、結果的に担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度末業務等と重なることで非常に非効率な状況が生じている。県のみならず請求元である施設等にも短期間での精算業務をお願いし、負担を強いている状況である。毎年度措置費のメニューも増え、事務に慣れている施設職員であっても計算誤り等のミスが非常に多く、修正依頼等何度も施設とやりとりを行い、出納整理期間間際で何とか支払っている状況である。

年度当初に単価が決定されれば、施設に対して適正な経費を支弁できるとともに、精算業務が不要になることから、精算ミス及び業務負担の軽減につながる。また、予算要求においても、より近い年度の基準に基づいた積算ができ、補正予算対応においても同様である。

国、地方公共団体、施設の事務効率化・働き方改革の観点から、年度当初に要綱を発出し、当該年度の単価を確定させるべきである。

各府省からの第1次回答

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の単価の改定については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、毎年度可能な限り早期に提示できるよう努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱が早期に提示されることにより、行政機関のみならず、交付要綱で規定される単価をもとに請求書を作成する児童養護施設等の事務負担の軽減も図れることから、確実な対応をお願いしたい。目安の時期としては、少なくとも各自治体において当該年度の補正予算対応が可能な時期までの提示を希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の単価の改定については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、10月を目途に可能な限り早期に提示できるよう努めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(1)児童福祉法(昭22法164)

(i)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱については、地方公共団体等の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。)に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)は、以下の特例措置が設けられている。

- ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。

しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

根拠法令等

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例)
- ・教育職員免許法附則第18項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市では公立の幼保連携型認定こども園15園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特に60歳前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず令和6年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足という課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いしたい。

○当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。

○既存施設のうち、今後認定こども園への移行を検討している施設もあると考えられるため、円滑な認定こども園移行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。

○本特例措置が解除される令和7年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

各府省からの第1次回答

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置が延長されなかった場合、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかしか有しない者は、同認定こども園の保育教諭となることはできなくなることから、同こども園における職員確保に支障が生じ、施設の移行・開設や継続した運営に大きな影響を及ぼす恐れがある。ひいては、保育の受け皿そのものが減少する可能性も生じる。

そのため、特例措置の延長の有無について、令和5年度中に方針を示すとともに、具体的な検討スケジュールを明らかにされたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の雇用や園の運営の根幹に関わるため、特例措置の終了期限間近ではなく、早急に措置の延長を検討することを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

特例措置の期限は令和6年度末に迫っていることから、具体的な検討スケジュールを示していただくとともに、早期に延長の方針を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長や検討スケジュールも含め、本年8月に設置を予定している「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会」等において、ご意見を伺いながら、必要な検討を進めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(6)】【文部科学省(5)】

教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

幼保連携型認定こども園における保育教諭等の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。

当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。

仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。

(※)当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。

他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。

また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げると特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ、平成29年度以降7年間で662億円もの予算を組み、19,783人分の受け皿と保育人材確保のため、ありとあらゆる策を講じてきたが、年々保育ニーズが上昇し、待機児童を含む利用保留児童は毎年2千人超と大変厳しい状況にある。全国的な待機児童対策の観点から政策的目標が既に達成されたとのことだが、本市では特例措置適用要件の待機児童はなお592人いる。しかも、コロナ禍後の景気回復や万博開催に伴う雇用状況の改善による就業者増、大規模マンションの建設状況等からも、保育ニーズは当面高い水準で推移すると考えている。

本措置の適用については、児童が安全・安心に過ごせる環境である要件を施設が確認し、届出の上実施しており、また、当市下限(1.65㎡/人)まで受け入れるのではなく、きょうだい入所や入所待ちの数人の入所等やむを得ない場合(適用実態は1施設平均4人、1歳児平均2.7㎡/人、2歳児平均1.85㎡/人)であるため、これまで特に問題は起こっていない。また、指導監査時には、定員の厳守や保育内容等を年1回実地で確認するとともに、立入調査権等の規定も整備することで、より厳格な取り扱いとしている。

本措置が廃止された場合、本措置適用入所児童(588人)分の入所枠を見直す必要が生じ待機児童が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、期限があると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を抑制する必要があり、新たな待機児童の発生を招くこととなるため、本措置に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合には、期限の延長を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

本特例措置は、待機児童が100人以上など一定の要件を満たす場合の特例であって、活用団体が減少したことをもって、特例措置が不要とは言えないのではないか。

来年度以降の保育所への入所等に影響するため、本特例措置に係る期限の廃止又は延長に向けて、早期に方針をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

8月18日の提案団体との打合せでいただいた提案をベースとして、①特例対象児童数が100人を割ったら特例を廃止する、②提案団体は整備状況を国に報告し、ヒアリングを受ける、③毎年報告いただく提案団体での整備の取組みが、果たして順調に行われているのかを判断するための材料として、令和6年度のできるだけ早い時期に、特例対象児童の解消に向けた計画を提出いただく、④特例の期限は、提案団体における直近の整備状況に照らし、特例対象児童の解消に必要な期間として、さらに4年間延長し、令和11年3月までとする。これ以上の延長は行わない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(5)(ii)】【文部科学省(3)(ii)】

児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

妊産婦健康診査の広域化

提案団体

今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。
②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。
例) 妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)

具体的な支障事例

妊産婦健康診査は、母子保健法第13条により勧奨となっているが、全国で実施されている。当市においては、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分の受診票をあらかじめ交付することで、妊産婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、本受診票は県内の医療機関でしか使用できず、里帰出産などで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、健診ごとに全額支払う必要があり経済的負担がかかる状況にある。また、領収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還払申請による負担がかかる現状である。また、償還払いの妊産婦検査結果については、当市に返送がないため、結果を知り得ることができない状況である。(健診の状況を把握できず妊娠中の行政支援を十分に行えない状況にある)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

妊産婦健康診査受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減に資する。また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、妊産婦における行政支援(相談等)を幅広く行うことが可能となる。

根拠法令等

母子保健法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても県外での妊産婦健康診査について償還払いを実施しており、出産後に必要書類を揃えて手

続きに来所されるケースが令和4年度は 28 件であった。(同じ人が複数回に分けての申請をされているケースもあり)

夫が申請にこられるケースもあるが、臨月間近や出産直後の母親が申請に来られるケースもあり、申請による負担がかかっていると考えられる。

償還払いの妊産婦健康診査結果については、当市においては結果票を病院で記入してもらい持参頂くことで結果を把握している。

○当市も同様の考えであり、妊産婦健康健診受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減が図れることが期待できる。

また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、支援が必要な対象者の早期発見・早期支援につなげることができる。

さらに、県外受診の還付等の事務が必要なくなり、事務の削減につながる。

○妊娠から出産後の健診として、妊婦健康診査、産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券を交付しているの
で、新生児聴覚検査も追加した体制整備を求める。

○妊産婦健康診査受診票の広域利用のためには、各市町村の公費負担額を統一することが必要となるが、現在の公費負担額は地域によって金額差が大きく統一が困難であるため、妊産婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だと考える。

○当県では全ての市町村で補助券方式を採用しており、県内の医療機関の妊婦健康診査の費用や公費負担の補助額に地域差がある。また、県内でも里帰り出産等で償還払いの対応になる場合もあり、受診券の統一化や、電子化による自治体同士、自治体と医療機関同士の情報共有ができることが望ましいと考える。

各府省からの第 1 次回答

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1次回答において「課題等を把握」したうえで、今後どのような施策を講じるのか、そして具体的なスケジュールについてご教示いただきたい。また、本提案において支障解決に向けて前向きに対応いただけるという認識でよろしいか。

本提案の実現により、妊産婦の経済的・身体的・精神的負担軽減や行政支援の拡充(自治体間の情報連携による)が可能になると考える。令和5年6月 13 日に閣議決定された『子ども未来戦略方針』の「3つの基本理念」には、伴走型・プッシュ型支援への移行が掲げられており、「今後3年間の集中的な取組」には出産等の経済的負担の軽減が掲げられている。これらの施策の実現にも本提案は必要不可欠な取組と考える。

また、事務効率化の観点からも県外医療機関の受診に伴う償還払いの事務が不要となることで、事務量軽減に寄与する。事務軽減分を伴走型・プッシュ型支援の拡充につなげることで、里帰り中の妊婦が安全・安心して出産できる環境整備に向けた施策を講じることが可能になると考える。

追加共同提案団体から示された支障事例(新生児聴覚検査・保険適用等)及び、上記提案の実現による、自治体の垣根を超えた子育て家庭向けサービスの拡充として是非前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

妊産婦の利便性向上や負担軽減のため、里帰り出産の場合など妊産婦検診の広域化は必要との意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

妊産婦健診の受診票の全国利用を可能とする仕組みの構築や情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルを活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。
システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

妊産婦健診受診票を里帰り先の医療機関等で利用できるようにするためには、広域的な集合契約を行う必要がある。このため、今年度の調査研究により、現状の契約の状況について把握した上で課題を整理することとしており、妊産婦の利便性向上に向けてどのような対応ができるか検討を進める予定である。
また、自治体間の情報共有・連携についても、当該調査研究により「市町村間の情報連携」の現状やニーズ、「里帰り妊産婦への支援を行う際の課題」等について把握することとしており、今後、調査研究の結果等を踏まえて、情報共有・連携する情報や情報共有・連携のあり方等について検討を進める予定である。
あわせて、モデル的に自治体、医療機関、妊産婦等の中で情報連携を図るための実証事業（母子保健情報デジタル化実証事業）を今年度実施しており、この中で母子保健情報のデジタル化の課題等を検証していくところである。
具体的な方策については、今後、調査研究の結果や、デジタル化に関する実証事業の結果を踏まえつつ、出産子育て応援交付金事業に基づく伴走型相談支援の推進等とも併せて検討してまいりたい。
一方、上記の調査研究を待たずともできる対応として、今年度、里帰り妊産婦への切れ目のない支援を行う自治体の取組を後押しできるような対応を検討したい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(9)】【デジタル庁(6)】

母子保健法(昭40法141)

(i) 里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

(ii) 妊産婦健康診査の受診票の利用に関し、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担を軽減する方策等について、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出双方の変更の届出内容が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略可とすること。

具体的な支障事例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出をした指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に届け出なければならないこととされている。

一方で、指定障害福祉サービス事業者等の義務として、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を指定権者に届け出なければならないこととされている。そのため、双方の手続に共通する届出事項を変更する場合であっても、指定事業者としての変更の届出と、業務管理体制の整備としての届出の複数種類の変更の届出を行う必要があり、事務が煩雑となっていることから、事業者からの届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、自治体及び指定事業者双方に負担が生じている。

なお、業務管理体制の整備に関する届出について、本市では令和4年度 54 件の変更の届出を受理している。届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまで数日から数週間を費やすこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び事業者双方の事務負担が減少する。

根拠法令等

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】
(障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設)第 46 条第 1 項、第 51 条の 2 第 3 項
(相談支援事業者)第 51 条の 25 第 1 項及び第 3 項、第 51 条の 31 第 3 項
【児童福祉法】
(障害児通所支援事業者)第 21 条の 5 の 20 第 3 項、第 21 条の 5 の 26 第 3 項
(障害児相談支援事業者)第 24 条の 32 第 1 項、第 24 条の 38 第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、仙台市、郡山市、八王子市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、熊本市

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出について、双方、またはどちらを届け出る必要があるのかについて、事業者から届け出前の確認連絡、問い合わせが非常に多く大きな業務負担となっている。様式内容の説明や各種様式掲載サイトの御案内等に係る対応業務に加え、事務の煩雑さから事業者の届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、本市及び指定事業者双方に負担が生じている。なお、届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまでに数週間を費やすこととなる。

○本市においては、年間 1000 件以上の変更届が提出されており、業務管理体制の整備に関する内容は、ほぼ変更届で網羅されているのが現状である。省略されれば自治体および事業所の事務負担が軽減される。

各府省からの第 1 次回答

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体における運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業者指定に関する変更の届出と内容が重複している場合であれば、業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略しても、もう一方の届出により必要な情報は把握できるため、指定事業者の業務管理体制を監督する上で支障は生じないと考える。受理する業務管理体制の整備に関する変更の届出のうち、大半が事業者指定に関する事項と変更内容が重複しており、これに係る事務を省略することで、各指定権者及び指定障害福祉サービス事業者等の事務負担の軽減が見込まれることから、引き続き必要な検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

それぞれ沿革があって制度が作られてきたことは理解するが、現時点で当該届出事項がすべて必要なのかという見直しや、様式の兼用、必要書類の見直しを含めた届出事項に重複がある場合の手続きの簡素化を検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

障害福祉サービス事業所等の指定に係る変更の届出先（以下「指定権者」という。）と業務管理体制の整備に関する変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体である場合には、指定権者に提出された変更の届出書をもって監督権者への変更の届出があったとみなす等により業務管理体制の整備に関する変更届出の負担が軽減される措置を行う方向で検討する。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(4)(ii)】【厚生労働省(3)(ii)】

児童福祉法(昭 22 法 164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123)

指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に行う届出の届出の手続(児童福祉法 21 条の 5 の 26 第 2 項及び 24 条の 38 第 2 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 51 条の 2 第 2 項及び 51 条の 31 第 2 項)については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(児童福祉法 21 条の 5 の

20 第3項及び24条の32第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条1項、51条の25第1項及び2項。以下この事項において「指定権者」という。)と、その業務管理体制の整備に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関(以下この事項において「監督権者」という。)が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったこととみなすことができるよう、令和5年度中に府令及び省令を改正する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができるよう、児童福祉法上の一時保護に係る権限等を地方公共団体の長から教育委員会へ委任可能とすること

提案団体

北区

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

- ①児童福祉法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができることとする規定を設けること。
- ②児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とする児童福祉法第12条の3第1項を改正し、教育委員会の補助職員についても配置可能とすること。

具体的な支障事例

当区では、平成28年度以降「子育て」と「教育」の両部門の連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を所管する部署を教育委員会に設置している。

近年、児童虐待の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取り組みなど、子育てと教育の更なる連携が求められている。

一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とすると定められ(児童福祉法第12条の3第1項)、また、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る権限は地方公共団体の長の権限とされていることから、児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができないものと解される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童相談所への虐待通告など、児童虐待に関する情報は、子どもの日々の様子を把握することのできる学校や保育所、児童館からの情報提供も多く、これらの施設との連携が重要になる。当区では、「子育て」と「教育」について一体的に取り組むといった観点から、これらの施設がすべて教育委員会に属しており、児童相談所が教育委員会に設置されることで、迅速な対応が可能となり、子どもの安全性を高めることが出来る。

また、一時保護された子どもにおいては、様々な理由から学校への通学が困難な子どもがいる。そのような子どもに対し、児童相談所の学習指導員と同施設内にある教育総合相談センターの教育相談員が相互に連携し、子どもの学習を支えることで、一時保護された子どもに対しての学びや育ちを保証することが出来るようになり、学校へ復帰できた際にも、学習に関して不安を抱えることなく通学することが出来るようになる。また、児童相談所が教育委員会に設置されることで、学校と児童相談所における通学後の情報共有についてもスムーズに進めることが出来る。

他にも、子どもたちの個人情報を同一の執行機関で管理することが可能となり、個人情報のより適切な管理も可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 12 条の3第1項
児童福祉法第 29 条
児童福祉法第 33 条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、横浜市、長野県

—

各府省からの第 1 次回答

児童福祉法第 33 条に規定する児童相談所長による一時保護の権限や同法第 29 条に規定する都道府県知事等による立入調査の権限は、強制力を伴い、また、その判断の誤りによっては児童の生命や身体に重大な危険が及ぶものであり、所員に関する規定(同法第 12 条の3)等により専門性が担保されている児童相談所が行う必要があると考えている。こうした所員の専門性の担保なく、教育委員会に対する委任規定を設けることは困難である。

また、児童相談所については、上記のとおり強制力を伴うといった性質も有する業務の適切な処理を厳に図るため、所長については地方公共団体を代表・統括する立場である都道府県知事に、所員については所長に、それぞれ監督を受けるものとされており、都道府県知事とは位置づけや所掌が異なる教育委員会の補助職員を配置することは課題が大きいと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答は、児童福祉法第 12 条の3に規定する児童相談所員の専門性が教育委員会に担保されていないことを前提とした内容となっている。しかし本区では、子ども家庭支援センターにおいて子どもの相談窓口、児童虐待通告(相談)窓口等、専門知識を有する職員を配置している。また平成 25 年度以降、毎年計画的に児童相談所への職員派遣を実施し、育成に努めている。(令和5年度実績:事務職、福祉職、心理職、一時保護所職員計 22 名)合わせて区児童相談所開設(令和8年度)に向け、課題解決や職員の育成・ケアを目的に帰庁報告会を年数回開催している。

以上のとおり、教育委員会の補助職員を配置することについて対応策を講じているところではあるが、後段の「都道府県知事とは位置づけや所掌が異なる教育委員会の補助職員を配置することは課題が大きい」とする見解が示されたことから、現行法の考えの下、適切に対応することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

教育委員会の職員の専門性の向上のための取組を行っていただいているとのことだが、一時保護や立入調査等の権限は強制力を伴い、その判断の誤りによっては児童の生命や身体に重大な危険が及ぶ可能性があるという性質上、児童福祉法第 12 条の3に規定する専門性が担保されている児童相談所が行う必要があると考える。

引き続き教育委員会をはじめとする関係機関と連携しつつ、適切にご対応いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

地域型保育給付費等について、子ども子育て支援法第29条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規定されているが、認可保育所委託費と異なり、地域型保育給付費については使途制限がなく、また保育に要した費用に地域型給付費等を支出するという規定もない。一方で、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」にも「同法第29条第1項に規定する地域型保育給付や同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付については、その使途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。」とある。

【支障事例】

地域型保育事業の指導監査において計算書類を確認する中で、保育に要した費用に地域型保育給付費を支出する事業者がほとんどであるが、一方で、給付費に使途制限がないために保育に関係ないと思われるものへの支出(高級外国車やリゾート会員権の購入、ゴルフ代の交際費計上)や本部への多額の繰り入れを行うなど不適切な会計処理と思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対して、保育に要した費用に充てるよう法的根拠に基づいた指導を行うことができない。

【制度改正の必要性】

給付費は、公費であるという性格上、保育に要した費用に使用されるべきものであり、園の運営のために適正に支出するよう周知しているが、保育にまったく関係ないものへの支出や本部への多額の繰り入れを制限するルールや、保育に要した費用に支出することを明文化したものがいないため、保育士給与アップや安全面の向上につながりにくいと考えられる。公費の透明性の確保の観点からも、保育に要した費用に支出されていることが確認できる仕組みが講じられるべきである。幼保連携型認定こども園等についても同様と考えられる。

【支障の解決】

保育に要した費用に使用されていることを市町村が確認、指導を行うことで、人件費や施設の維持管理に充てるなど、給付費の適正な執行につながり、支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域型保育給付費等について、地域型保育等に要した費用に支出するルールを明確にし、市町村が確認・指導できるようになることで、給付費が保育士の給与や施設運営における安全面の向上に充てられるようになり、

給付費の適正な執行と住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市

○当市において必要性等の具体的事実は確認できていないが、給付費の適正化に寄与することが期待できる。その場合、市町村が確認、指導を行うための体制の整備も検討すべき課題である。

各府省からの第1次回答

地域型保育給付費や施設型給付費は、個人給付の法定代理受領である法的性格上、用途制限が設けられていないため、対応が困難である。
ただし、処遇改善等加算では、加算額を確実に職員の賃金改善に充てるため、全額を人件費に充てることを要件とするなど、各種加算については、用途の適正を図る仕組みとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域型保育給付費等（以下「給付費」という。）の用途については、保育に要した費用ではないと思われる不適切な支出事例が確認されるなど、一部の事業者は保育に関係ないものに支出しても問題がないといった誤った認識を持っていることが懸念される状況にあり、当市では対応に苦慮している。この状況は、子ども・子育て支援新制度が始まった当初から、国の通知やFAQで、「個人給付の法定代理受領であるため用途制限がない」という解釈が示されている一方、その前提となる、給付費の本来の趣旨である、「地域型保育等に要した費用に支出する」ことについては明文化されていないことが大きな要因と考える。不適切な支出事例が生じていることは、給付費を確実に保育に要する費用に充てるために個人給付の法定代理受領という仕組みを取り入れた制度の理念に反するもので、望ましくない事態である。
給付制度の法的性格上、委託費のような用途制限を設けることは困難であっても、給付費が確実に保育のために使用されるように、また公費の透明性の確保の観点からも、地域型保育等に要する費用に支出するという給付費本来の趣旨について国が見解を示すことで、事業者に対して一定の抑止力も期待できると考える。
こどもの健やかな育ちや、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、市町村としては、制度が適正かつ円滑に運営されるよう、給付費の適切な執行を確認・指導していきたいと考えている。
そのためにも、処遇改善等加算だけでなく、基本額を含む給付費全体の用途の適正化を図るために支出に係るルールの明確化、例えば、国として真に実効性のある通知を発出するなど、市町村における保育の質の一層の充実や適切な施設運営に向けた取り組みを後押ししていただくことを強く要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

地域型保育給付費の原資は公金であり、地方公共団体にも負担がある以上、市町村がその支出状況についてチェックできる仕組みはあって然るべきである。
地域型保育給付費等の支出について、保護者の支払う費用の対価として財・サービスが適正に提供されているかを市町村が監査・指導できるよう、ルールの整備・明確化とそのスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

地域型保育給付や施設型給付について、給付費を受け取る事業者側の説明責任を通じた事業運営の透明性の向上を図ることは重要と考えており、また、全世代型社会保障構築会議の下に置かれた公的価格評価検討委員会においても「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要」とされている。

上記を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営状況について、継続的な分析・評価が可能となるよう、経営情報の公表やデータベース化の在り方について、有識者の参画を得て検討(子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議)し、令和5年8月に報告書を取りまとめたところであり、この報告書に基づき事業運営の透明性の向上を図るための制度整備に取り組んでいくこととしている。

こうした取り組みと併せて、給付費本来の趣旨についても示すことで、給付費本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われるよう努めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【こども家庭庁】

(14)子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)施設型給付費(27条1項)及び地域型保育給付費(29条1項)(以下この事項において「給付費」という。)については、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、地方公共団体における教育・保育の質の向上を図る取組及び事業者の適正な施設運営に資するため、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。

[措置済み(令和5年12月8日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報連携項目の追加

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に関する事務手続において、対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「本人該当区分:同一生計配偶者」について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。

具体的な支障事例

保育料の決定(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定)に関する事務手続きにおいて、対象者の住民税課税情報をマイナンバーによる情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトでは、「本人該当区分:同一生計配偶者」が取得できない。

市民税のかからない被扶養者は税の申告義務がなく、マイナンバー連携では連携項目が限られるため必要な情報が得られない。そのため、申告義務がないにもかかわらず、算定のため、被扶養者には、税申告や紙の課税証明書の提出を行ってもらう必要がある。算定のため課税証明書の提出がされない場合、技術的助言(自治体向けFAQ)のとおりいったん利用料を最高階層とするが、住民はマイナンバーの提出で税情報を提供している認識であり、住民の理解を得られない。

被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入100万円まで)もしくは収入100~103万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、より実態に近い階層区分で利用料を決定することができる。(※技術的助言(自治体向けFAQ)では、推計による保育料決定が認められている)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民にとっては税申告の手間や紙資料の提出などがなくなり住民のサービスが向上するとともに、保育料が最高階層にならず経済的な負担がなくなる。

また、市町村にとっては手続きの簡略化、事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第2の116

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条~第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、沼津市、小牧市、草津市、大阪市、枚方市、熊本市、鹿児島市

○当市ではマイナンバーによる情報連携が必要となるケース(保育料算定年度、市外に居住している場合)は、必ず保護者に課税証明書の提出を求めている。
○当市でも同様の事例があり、保護者に対し、税申告や課税証明を依頼し、保護者の負担となっている。
○同一生計配偶者の欄がないため、課税証明書等の添付書類が必要となってしまう。
○近年、各種福祉、子育て、就学関連の施策において、一般的な所得証明書の記載事項を超える該当要件(課税標準、税額控除等の額、本人該当区分など)を用いる事案が増えているが、本件に限らず、情報連携ができないケースにあつては、引き続き所得証明書の提出が求められるため、記載事項の追加依頼などの対応に苦慮している。また、本来、市町村の事務でこうした項目を必要とする場合は、申請者に証明書提出の負担を求める手法ではなく、本提案のとおり、本人の同意(マイナンバーの提出等)に基づき、事務の所管部局が情報連携により必要な調査を行うことが妥当であると思料することから、提案事項に賛同する。
○マイナンバー照会をしても照会結果が不明のため、保護者に課税証明書の提出を求めたり、他自治体に問い合わせをしたりと、保護者にとっても自治体にとっても事務処理の負担や経費の負担が大きくなっている。

各府省からの第1次回答

地方税関係情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該情報連携により必要な情報を得られることが明白である必要がある。「同一生計配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らず、全国統一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、連携項目として設定することが困難である理由として、『「同一生計配偶者」については、未申告者か市町村民税非課税者かの判別ができないため』と記載されているが、提案書に記載のとおり、「被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入100万円まで)もしくは収入100～103万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、その結果、保育料は決定できる」ことから要望しており、「市町村民税非課税者かの判別」のために提案しているものではないことから、関係府省の回答は論拠に乏しいと考える。
なお、「未申告者について、推定によって保育料を決定すること」は、こども家庭庁(当時、内閣府)による技術的助言(自治体FAQ)に則ったものである。
また、子ども・子育て支援事務の処理を行うシステムの標準仕様書(基本データリスト2.0版)では「控除対象配偶者」が管理項目となっている。標準仕様書は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が全国統一で必要な機能等について仕様を定めるものである。このことから、子ども・子育て支援事務における「控除対象配偶者」の情報は、全国統一で必要であることは明らかと考える。
当市では、マイナンバーを提出しているにもかかわらず、行政側で必要な情報が得られないことについて市民から毎年のようにご意見をいただいている。国が定める必要項目にもかかわらず行政側で情報を得られないことは、DX推進の支障となっていることから、国が主導し一層のDXを進めるこのタイミングで、解決すべき課題であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

FAQには「利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当」となっており、また、利用者負担額の遡及適用についても(国の給付額の精算基準としては)遡及は行わない取扱いであることから、少しでも実態に近い階層区分で賦課決定するための情報として必要な情報と言えるのではないのでしょうか。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案自治体の要望に従い、税情報連携項目に同一生計配偶者の情報を追加したとしても、それにより把握することができるのは、その者が同一生計配偶者であるということに留まる。同一生計配偶者となっている者であっても、その者が同一世帯に含まれるか否かや、市町村民税非課税者等収入 103 万円以下の者に該当するか、あるいは納税額の未申告者であって、実際の収入が 103 万円以下ではない者に該当するのかを判別することはできず、同一生計配偶者の情報を連携することによって保育料の算定に必要な同一世帯の情報を過不足なく得られるようになるとはいえない。

また未申告者の保育料の推定による算出が認められたり、他の情報を組み合わせることにより、全ての同一生計配偶者の保育料を推定できるようになることは、あくまでも事実上の取扱いに過ぎず、全国统一で当該情報を必要とする明確な根拠があるともいえない。

よって、当該地方税情報の連携に関して必要な情報が得られることが明白であり、かつ、全国统一で当該情報を必要とする明確な根拠があるということとはできず、要望に対応することはできない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。

具体的な支障事例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市町村の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条、第 47 条第 1 項

子ども・子育て支援法施行規則第 29 条、第 31 条、第 33 条第 1 項、第 39 条、第 40 条、第 41 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市、鹿児島市

- 他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。
- 当市でも審査の際に再度の確認が必要となっており、負担が生じている。
- 記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所については、事務の簡素化を図った方がよいと考える。

各府省からの第 1 次回答

御指摘のとおり「代表者の生年月日、住所及び職名」に変更が生じた場合、特定教育・保育施設の設置者は市

町村長に変更の届出を行うこととされているが、特定教育・保育施設等の定員増加は、単なる届出事項の変更ではなく自治体の作成する子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況や他の施設の認可等にも影響を与えるものであることから、定員増加の際には、市町村長は広域自治体であり認可権者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならないこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらふ必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

利用定員の増加の審査に当たり、建物の構造概要・図面、従業員の勤務体制などの情報は、利用定員を増加した際に保育室の面積基準や職員の配置基準が満たされるかの確認を行うために必要である。
一方で、代表者の生年月日、住所及び職名については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の確認の申請や変更の届出において既に市町村に届出がされた内容と照合を行うのみであり、利用定員の増加の審査に必要な情報ではないと考える。
なお、特定教育・保育施設の利用定員の増加に関して、子ども・子育て支援法施行規則第30条の市町村から都道府県知事への届出事項として義務付けられている「代表者の生年月日、住所及び職名」についても、都道府県における届出の受領に当たって不要なものであると思料されることから、こちらも併せて削除することを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

特定教育・保育施設等の定員増加は事業規模を拡大するものであるから、増加をするに当たっては、市区町村において、定員増加後の運営が適正かつ安定的になされることを確認する必要がある。事業者の代表者の生年月日、住所及び職名は、市町村においてこれらを判断するに当たって必要な情報であるため、記載事項から削除することはできない。
他方、第8次地方分権一括法による改正後の子ども・子育て支援法第32条第3項においては、市町村長は、利用定員を変更したときは、都道府県知事に届け出なければならないとするにとどまり、都道府県への協議を求めている。そのため、市町村長から都道府県知事に対する届出における、事業者の代表者の生年月日、住所及び職名の記載は、上記の観点からは必ずしも必要ではないと考えられるため、今後府令の改正を検討する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(14) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv) 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に対して行う申請(32条1項及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めることの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、島根県、熊本市、鹿児島市

○当該基準省令第6条第7項は「満三歳以上」等の規定があるところ、基準日が満年齢となると日々必要な園庭面積が変動することとなり、円滑な面積基準の認定の支障となる。

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。
いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知し

ている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳以上」が面積基準に算入されることが定められている。
児童の年齢基準日については、年度初日の前日とすることが基本となることのご回答をいただいていることから、年度初日の前日時点で満2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると認識しているもの、ご回答の記載では「基本」となっていることで、それ以外の解釈もありうるのかを含め、各自治体や施設向けの文書等で明確化されたものがない状況の中で確定的な判断ができない事態となっている。
本提案は、追加共同提案団体として複数の自治体からも賛同を得られているものであり、また、面積基準は、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項として、全国一律に「従うべき基準」として省令で最低基準が示されているものである。個別の疑義照会に対応いただくのではなく、全国の自治体・施設が基準を遵守し、適切な制度運営を行うためにも、通知等で明確にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

年齢基準日については、これまで公には統一的な取扱いを求めてこなかったことから、自治体によっては、例えば誕生日を基準に算定するなど、年度初日の前日以外を基準日としているところもあると想定される。
今後、当庁においては、平成29年の分権提案に対する回答で職員配置基準についてお示したのと同趣旨により、「児童の年齢基準日は年度初日の前日とする」旨の事務連絡の発出に向けて前向きに検討を進めていく。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(5)(i)】【文部科学省(3)(i)】
児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。
[措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。

具体的な支障事例

認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第 59 条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第 49 条の6において定められている。このうち、省令第 49 条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第 59 条の2の4

児童福祉法施行規則第 49 条の6第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市、鹿児島市

- 他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。
- 管理者の住所が利用者に直接関係することは通常ではほとんどない。管理者と連絡が取れない場合でも設置者を介して連絡を取ることは可能。
- 管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。

各府省からの第1次回答

児童福祉法第 59 条の2の4及び児童福祉法施行規則第 49 条の6の規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化のために設けられたものである。

そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態を踏まえる等、慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一個人である管理者の住所は個人情報であることから保護されるべき情報であり、利用者への対応も保育実施主体である設置者の情報が利用者に提供されていれば事足りるものである。特に、設置法人に雇用されている管理者については、近年の個人情報保護の意識の高まりを社会的背景として、一個人である管理者の住所を記載することについて、事業者側の理解を得ることが難しい実態となっている。

また、本市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。他の指定都市においては、現に利用者から管理者宅へ物が送付される等のケースも確認されており、利用者への情報提供の強化の趣旨にそぐわないものとなっている。

そのため、認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載は不要と考えており、早期に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【札幌市】

設置者の情報は利用者に書面で提供されていることに加え、設置法人に雇用されている管理者（施設長）が大多数を占める現状と個人情報保護の観点（現に利用者が管理者宅を探し当てるケースもあり）を鑑み、利用者へ個人の住所を提示する必要性は低く、利用者への情報提供強化の要件にはそぐわないと考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

御提案事項について、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、支障の有無等について調査を行い、その結果を踏まえて検討を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(1) 児童福祉法(昭22法164)

(iv) 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、長野県、沼津市、大阪市、大村市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

子ども・子育て支援法に規定されている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預かるという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半であると認識している。
事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者書類を求めるとは意義は乏しく、一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出の義務付けは不要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

教育・保育に要した経費と一時預かり事業に要した経費は財政措置が別であるため、一時預かり事業の実施場所が保育所等であることをもって、収支予算書の提出を不要とすることは困難である。また、同様に別事業であることから、保育所等における書類の提出の要否により、一時預かり事業に係る事業計画書等の提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(1)(iii)】【文部科学省(2)】
児童福祉法(昭22法164)
一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。

具体的な支障事例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市町村の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項
子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。
○記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所については、事務の簡素化が図った方がよいと考える。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり「代表者の生年月日、住所及び職名」に変更が生じた場合、特定教育・保育施設の設置者は市町村長に変更の届出を行うこととされているが、特定教育・保育施設等の定員増加は、単なる届出事項の変更

ではなく自治体の作成する子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況や他の施設の認可等にも影響を与えるものであることから、定員増加の際には、市町村長は広域自治体であり認可権者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならないこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらう必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

利用定員の増加の審査に当たり、建物の構造概要・図面、従業者の勤務体制などの情報は、利用定員を増加した際に保育室の面積基準や職員の配置基準が満たされるかの確認を行うために必要である。一方で、代表者の生年月日、住所及び職名については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の確認の申請や変更の届出において既に市町村に届出がされた内容と照合を行うのみであり、利用定員の増加の審査に必要な情報ではないと考える。なお、特定教育・保育施設の利用定員の増加に関して、子ども・子育て支援法施行規則第30条の市町村から都道府県知事への届出事項として義務付けられている「代表者の生年月日、住所及び職名」についても、都道府県における届出の受領に当たって不要なものであると思料されることから、こちらも併せて削除することを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

特定教育・保育施設等の定員増加は事業規模を拡大するものであるから、増加をするに当たっては、市区町村において、定員増加後の運営が適正かつ安定的になされることを確認する必要がある。事業者の代表者の生年月日、住所及び職名は、市町村においてこれらを判断するに当たって必要な情報であるため、記載事項から削除することはできない。他方、第8次地方分権一括法による改正後の子ども・子育て支援法第32条第3項においては、市町村長は、利用定員を変更したときは、都道府県知事に届け出なければならないとするにとどまり、都道府県への協議を求めている。そのため、市町村長から都道府県知事に対する届出における、事業者の代表者の生年月日、住所及び職名の記載は、上記の観点からは必ずしも必要ではないと考えられるため、今後府令の改正を検討する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(14) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv) 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に対して行う申請(32条1項及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めるとの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。

いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳以上」が面積基準に算入されることが定められている。
児童の年齢基準日については、年度当初の前日とすることが基本となるとのご回答をいただいていることから、年度当初の前日時点で満2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると認識しているものの、ご回答の記載では「基本」となっていることで、それ以外の解釈もありうるのかを含め、各自治体や施設向けの文書等で明確化されたものがない状況の中で確定的な判断ができない事態となっている。
本提案は、追加共同提案団体として複数の自治体からも賛同を得られているものであり、また、面積基準は、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項として、全国一律に「従うべき基準」として省令で最低基準が示されているものである。個別の疑義照会に対応いただくのではなく、全国の自治体・施設が基準を遵守し、適切な制度運営を行うためにも、通知等で明確にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

年齢基準日については、これまで公には統一的な取扱いを求めてこなかったことから、自治体によっては、例えば誕生日を基準に算定するなど、年度初日の前日以外を基準日としているところもあると想定される。
今後、当庁においては、平成29年の分権提案に対する回答で職員配置基準についてお示したのと同趣旨により、「児童の年齢基準日は年度初日の前日とする」旨の事務連絡の発出に向けて前向きに検討を進めていく。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【こども家庭庁(5)(i)】【文部科学省(3)(i)】
児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。
[措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。

具体的な支障事例

認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第 59 条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第 49 条の6において定められている。このうち、省令第 49 条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第 59 条の2の4

児童福祉法施行規則第 49 条の6第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

- 他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。
- 管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。

各府省からの第1次回答

児童福祉法第 59 条の2の4及び児童福祉法施行規則第 49 条の6の規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化のために設けられたものである。そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態を踏まえる等、慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一個人である管理者の住所は個人情報であることから保護されるべき情報であり、利用者への対応も保育実施主体である設置者の情報が利用者に提供されていれば事足りるものである。特に、設置法人に雇用されている管理者については、近年の個人情報保護の意識の高まりを社会的背景として、一個人である管理者の住所を記載することについて、事業者側の理解を得ることが難しい実態となっている。

また、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。他の指定都市においては、現に利用者から管理者宅へ物が送付される等のケースも確認されており、利用者への情報提供の強化の趣旨にそぐわないものとなっている。

そのため、認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載は不要と考えており、早期に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

御提案事項について、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、支障の有無等について調査を行い、その結果を踏まえて検討を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】
(1) 児童福祉法(昭22法164)
(iv) 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないとする。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

子ども・子育て支援法に規定されている特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預かるという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半であると認識している。
事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者書類を求めるとは意義は乏しく、一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出の義務付けは不要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

教育・保育に要した経費と一時預かり事業に要した経費は財政措置が別であるため、一時預かり事業の実施場所が保育所等であることをもって、収支予算書の提出を不要とすることは困難である。また、同様に別事業であることから、保育所等における書類の提出の要否により、一時預かり事業に係る事業計画書等の提出を不要とすることは困難である。
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(1)(iii)】【文部科学省(2)】
児童福祉法(昭22法164)
一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し

提案団体

指定都市市長会、大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。

(例)

- ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする
- ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する
- ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する
- ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等

具体的な支障事例

現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。

また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。

さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の事務負担が軽減されるほか、真に保育所への入所を希望する者に対する不合理な内定保留の減少や制度の利便性の向上が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の7第1項

雇用保険法施行規則第101条の25第1号

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)「育児休業給付の内容と支給申請手続」(厚生労働省都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市

○現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

当区では、こういった育児休業の延長等のために入所を希望しないにも関わらず、入所申込みを行う事例が年々増加しており、令和5年4月入所においては、申込件数の1割を超えている状況である。

保護者にとって入所が前提ではない申込みを行うことは負担であり、区としても入所が前提でない申込みについて、入園相談・窓口対応・審査に係る事務を行うことが大きな事務負担となっている。

○当市においても、育児休業延長(保留狙い)のための保育所申込みは一定数あり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があるなど、同様の支障事例が生じている。

○入所申込を行っていない(忘れていた)者から、育児休業延長のために保留通知の交付を求められることがある。しかし、入所申込があっていないため、入所保留通知は交付できない旨を伝えると逆ギレされる等の不要なトラブルに巻き込まれ、対応に時間を割かれるケースがある。

○当市では育児休業の延長等を目的に、施設等を利用しないことが前提の利用申し込みは受け付けないこととしているが、トラブル回避のため、申請書に「育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に先行優先順位を自分より低い人に譲っても構わない」といったチェック項目により、実質的に育休延長希望者を把握し、積極的に入所調整を行わないこととしている。結果、育児休業延長等を目的とした申請も受け付けざるを得ない状況である。入所不可の決定については審査基準に則り慎重に決定されるべきものであるため、受理から決定、通知に至るまで多くの事務行程を含む。入所意思のない申請についても同様の事務作業を要するため、本来必要のない事務負担が生じている。また、保護者の理解不足により、入所申請をせず、不可決定が無いため給付が受けられない等のクレームを受けることもあり、対応に苦慮している。

○当市(人口約30万人)においても、育児休業延長希望者への対応に非常に苦慮している。保留通知に加えて、「保育施設に入所できていない状況の証明」を毎月のように求める保護者が多数おり、年間800件以上の証明書を発行している。

育児休業を取得することを保護者に後ろめたく感じさせるなど、少子化対策・子育て支援の足かせとなっている。

各府省からの第1次回答

育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された「平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡」に沿って事務を進めてきたものの、平成30年度と現在では社会情勢が大きく変わってきており、現場レベルでは大きな支障が出ていることから、今回改めて提案したところである。

先日閣議決定された「こども未来戦略方針」では、3つの基本理念「(2)社会全体の構造・意識を変える」において、「職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある」「育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する(中略)必要がある」と示されている。

一方で、育児休業終了後に復職する意思を持ちながら、1歳以降も「しばらく子育てに専念したい」と考える保護者が多数存在している現状があり、その場合でも、勤務先に就労証明書の発行を依頼する必要があることは、こども未来戦略方針の「気兼ねなく育児休業制度を使える」とは相違している。

育児休業延長希望者による入所申込は近年増加傾向にあり、育児休業延長希望者に対しても、入所希望者と同様又はそれ以上の説明や事務処理が必要となるため、育児休業延長希望者の増加に伴い、自治体の負担が大きくなっている。

厚生労働省におかれては、単に平成31年の事務連絡をもって解決済とするのではなく、社会情勢の変化や現場の実情、「こども未来戦略方針」の趣旨を踏まえた上で、再度検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいとあるが、育児休業をめぐる環境やニーズの変化など現場から様々な課題等が寄せられているため、具体的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

育児休業・給付の延長に係る要件について、「保育保留通知書」によらず、ほかの手段により確認すべきではないか。

市町村の事務負担等を踏まえ、更なる運用上の工夫等について、検討いただきたい。

「こども未来戦略」により、本制度がどのような影響を受けるのか整理いただきたい。

各府省からの第2次回答

育児休業・給付の延長を希望し保留通知書を求める保護者の行動が、自治体の業務に混乱と負担をもたらしている可能性があることから、客観的に「保育所等の利用を申し込んだこと」、「当面入所できないこと」を確認することに加えて、「育児休業・給付を延長しなければならない状態であること」をハローワークが認定した場合に限り、延長を認めることが考えられる。

具体的には、復職の意思や復職のために保育所等を利用する必要性などについて、本人からの申告書に基づき判断することとし、申告書には、入所申込み及び結果に関する事項（例えば、「入所申込年月日」、「入所申込先の市区町村名」、「入所希望保育所名」、「申込時における入所希望年月日」、「選考結果」など）の記載を求める。記載内容の事実を裏付ける書類として入所保留通知書等証明書類を申告書に適宜添付することとし、書類が添付されていない場合や、添付された書類では記載された内容の確認には不十分である場合は、ハローワークから市区町村に直接事実関係を照会する。申告内容の確認ができない限り延長を認めるわけにはいかないため、当該運用に当たっては、市区町村の情報共有の御協力が不可欠と考えている。

上記見直しにより、単に入所保留通知書を提出するだけでは延長が認められないこととなり、市区町村が住民から直接苦情を受けることや、住民による不適切な行動は減少することが期待される。

（再検討の視点の3つ目について）「こども未来戦略方針」においては、育児休業・給付の給付率、時短勤務の活用を促すための給付について言及があるが、育児休業・給付の延長措置については触れられていない。なお、育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで希望に応じてキャリア形成との両立が可能となるようにすることも「共働き・子育て」の項目に含まれている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(3)】【厚生労働省(2)】

児童福祉法(昭 22 法 164)及び雇用保険法(昭 49 法 116)

育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。

具体的な支障事例

市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども・子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。こうした手続きが定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考えられる。ところで、本市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。このような状況の下で、第1期計画(平成27年度～平成31年度)については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。法の施行から8年が経過し、施設整備等に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている本市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画(令和2年度～令和6年度)の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の見直しに伴う市町村の負担が軽減されることで、子ども・子育て支援のより一層の推進に注力できる。

根拠法令等

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年内閣府告示第27号)

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日内閣府通知)

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、茨城県、千葉市、横浜市、相模原市、海老名市、長野県、浜松市、草津市、熊本市

○自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。

また、計画見直しの要否や範囲についても、各自治体の自主判断に委ねていただきたい。

各府省からの第1次回答

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府事務連絡)において、

・「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、」としているが、

・その上で、「形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」

としています。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、それぞれの事情を考慮し検討した結果、見直しが不要と判断される場合は、見直しは不要としていただいてもかまいません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務連絡は、新型コロナウイルスの感染拡大による平時とは異なる特殊な状況を鑑み、中間年の見直しについて、「必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施」とされ、柔軟な対応を可能とすることが示されたものであると解釈している。

一方で、見直しの方法で示されている「既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」という記載では、中間年以前に見直しを行っている場合には中間年の見直しを行う必要はないこと、また、見直しの基準に該当しない場合でも潜在的な要因を踏まえて、中間年以降に見直す前提で検討することという解釈しかできず、例示としての説明とはいえ、計画期間内の見直しを基本にしていると受け止めざるを得ない。このため、教育・保育等の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合であっても、計画を見直すことについて、国の基準に沿ったものとして審議会の理解を得ることは困難である。

以上のことから、第三期計画以降の中間見直しについて、提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにするよう求めたものであり、そのことが明確になるよう、改めて事務連絡等でお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、

市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。
また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援事業計画の策定の趣旨は、行政の提供可能な体制整備ベースで、各施設・事業を整備していくのではなく、こどもたちや子育て世帯の潜在的ニーズも含め把握した需要ベースの計画を策定することで、より利用者目線に立った子育て環境を整備するために策定をお願いしているものである。このため、基本指針にも規定しているとおり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用状況・実績等と量の見込みが大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しは行っていただきたいと考えている。

他方で、これまでどおり、指針に規定する大きな乖離がある場合の解釈やその解釈に当てはまる場合は見直しはお願いしたいことはお示ししつつも、中間年における見直しが不要な場合について、現在の事務連絡の記載では限定的に解されるとの御指摘も踏まえ、例えば、各自治体において、上記の計画策定の趣旨・意義を踏まえ、議論・検討いただいた結果、見直しを不要と判断した場合は、見直しは不要であること等を明確化し、周知を行うことについては、前向きに検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(14) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。

【支障事例】

当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。

【支障の解決策】

民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局(主に地方公共団体)の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者もいることなどから、選任要件を緩和し、在勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解消の一助となることが期待できる。また、欠員が解消することで民生委員・児童委員や地方公共団体の負担の軽減につながるとともに、区民サービスの向上につながることを期待できる。

根拠法令等

民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県

○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象に推薦依頼を行うことによって、欠員を解消する可能性が高まることが期待される。

○欠員地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。

○本市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の欠員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。

○本市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。

ついては、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であると考えます。

各府省からの第1次回答

民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。

これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。

なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市部では、他人との関わりを忌避する傾向が強く、また、日中は区外に勤務している住民も多いため、地域のコミュニティに積極的に参加できる人は限られている。その地域に長く居住していることが、地域住民の生活の実情を把握することにつながるとは言い難い状況である。

一方で、昼間人口と夜間人口の差が大きく、日中は多くの人々が区内に勤務している。その中で、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など、在住者ではなくても、地域住民の実情を把握している人材は存在する。また、再開発が急激に進む中、大規模マンションなど民生委員・児童委員の確保が困難な地域では、居住者の実情を把握している管理人やコンシェルジュなど、在勤者であっても民生委員・児童委員の候補者になり得ると考える。これらの中で例えば区外への転出を理由に民生委員・児童委員を退任した者言えば、前任期中において6名おり、要件を見直した場合にはこうした者の活用も可能となる（この場合には、地域住民の生活の実情に通じていることは明らかである。）。

民生委員制度は、創設から100年を超える長い歴史があるが、この間、社会情勢は大きく変化しており、昨年度の民生委員の改選結果によれば、欠員数が戦後最多となるなど、当区だけでなく、他の多くの自治体においても同様の課題が生じているものと考えます。こうした現状を踏まえると、地域の実情や今の時代に即した選択肢のある制度として柔軟に対応していくことこそが、民生委員・児童委員制度の持続可能性につながるものと考えます。ついては、民生委員の候補者を在勤者にも拡大するなど担い手確保策の早急な検討を求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求めます。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

民生委員は「地域住民の生活の実情に通じている者が選任される」とのことであるが、大規模マンションの管理人やコンシェルジュ、あるいは、地域の商店街で働く者が日常的に地域住民との関わりがある者など、「当該市区町村外に居住する在勤者（以下「在勤者」という）」の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料（また、制度創設時と比較して、社会構造等が変化していることから、これまで制度上想定していなかった者の中にも適任者がいるものと思料）。

従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか。

なお、関係府省ヒアリングにおいて示された「民生委員の業務は幅広い中で、在勤者が職務全般を継続的かつ総合的に担うことができるのかどうかという課題がある」との懸念点については、現行制度上、想定される民生委員の職務の内容について、地域における関係性の変化等も踏まえながら精査・効率化することで解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

ご提案については、民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務（例：日常的な相談援助、虐待や生活困窮など福祉的課題がある家庭への訪問、災害時等の活動、福祉事務所や児相等への協力等）について、在勤者の方（別の市町村に居住し、基本的に勤務のためにその時間に当該地域に来訪している方等）に、適切かつ継続的に担っていただけるか等の点も含めて、民生委員の当事者団体の意見等も踏まえながら、丁寧に検討する必要がある。

一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、引き続き、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ民生委員の当事者団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等についての検討も併せて進める。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(2)】【厚生労働省(1)】

児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198)

民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できるようにすること

提案団体

広島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。

具体的な支障事例

当県では、令和元年度から、こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築する「こどもの予防的支援構築事業」を県内のモデル市町と進めてきたところである。令和4年度については、デジタル庁の「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択も受け、潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期発見、予防的な支援につなげる際の課題等の検証にも参加している。

本事業に係る課題として、税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童の福祉のために課税情報が使用可能となることで、児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能となり、生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握につながると考えている。

根拠法令等

地方税法第22条、児童福祉法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、長野県、京都府、笠岡市、高知県

○令和6年度から施行される改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化など、市町村における取組が拡充されたところである。第一義的な児童家庭相談窓口となっている市町村においては、児

童虐待のみならず、ヤングケアラーや子育てに困難を抱える世帯の早期発見・把握は重要であることからデータ関係は有用であると考えられる。

各府省からの第1次回答

地方税に関する情報に対し、地方税法により課せられている守秘義務は、税務行政に対する信頼性を担保するにあたり極めて重要なものであり、当該情報の提供・利用について法令で規定されていることが必要であり、当該情報の利用が真に必要であると認められる場合を除き、解除することが許されない。
本提案で求められているように、児童虐待のリスクの有無が定かでない者やリスクが低い者を含むあらゆるこどもや家庭を対象として、児童虐待リスクを判定するための材料の一つとして地方税に関する情報を利用することは、上記のような守秘義務を解除する要件を十分に満たしているとは認めがたいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法により課されている守秘義務と同様に、福祉、母子保健、教育など他の行政事務に課されている守秘義務も極めて重要であると認識しているが、目的外利用の整理の上、本件データ分析に活用できている現状がある。
なお、当県の事業で把握したいのは、児童虐待のリスクだけではなく、児童虐待や不登校など様々なリスクの要因となる子供の貧困も含むリスクである。そのような子供や家庭を早期に把握し、予防的に支援を行うことは、心身ともに健やかに成長する子供を増やすことに繋がり、社会的意義が大きいと考えている。
また、子供の貧困は、福祉の支援を受けていない家庭においても生じる問題であり、家庭からの申請を待っているのは支援が遅れる恐れがあるため、福祉のデータだけでなく、課税情報のように連続的なデータからスクリーニングなどを行うことが早期の支援には効果的と考えている。
このような事例が「当該情報の利用が真に必要であると認められる場合」ではないとすると、具体的にどのような事例ならば解除されるのかお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の実施する事業の意義等を考慮した上、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

課税情報によって児童虐待につながるものが必ず判明する訳ではないため、地方税法第22条の守秘義務を解除する根拠としても理解が得られるとは考えにくいとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

地方税の事務に従事している者がその事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、ひいては納税者の税務当局に対する信頼を失わせ、税務行政の適切な遂行を損なうおそれがあることから、地方税法第22条はこのように秘密を漏らした場合においてはこれを罰することとしており、地方公務員法上の守秘義務(第34条)よりも罰則を加重している。
こうした中で、地方税法第22条の守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体的な状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。
こどもや家庭に関する様々なリスクについて、その有無が定かでない者やリスクが低い者を含む、あらゆるこどもや家庭を対象にしたスクリーニング等を行うための材料の一つとして税務関係情報を利用することは、上記のようなケースに当てはまるとは考えにくく、守秘義務を解除することは困難であるとする。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。
また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。

具体的な支障事例

法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関わることでもあるため、証明できないことで民生委員がトラブルに巻き込まれるケースもあり、民生委員の心理的な負担が増している。
また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。
民生委員は証明事務以外にも、高齢者の増加に伴う高齢者のひきこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社会的孤立の防止、行政や専門機関へのつなぎ役としての民生委員への期待と役割は増大している。こういった福祉課題への対応に民生委員の活動は増加しており、事務負担が大きくなっている。
こうした中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、なり手確保が喫緊の課題である中、これら証明事務については早急に見直すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民生委員の証明事務を廃止することで、民生委員の心理的負担のみならず事務負担も軽減し、ひいては民生委員のなり手確保にも資すると考える。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第1条
児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)
生活福祉資金貸付制度要綱第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、仙台市、白河市、ひたちなか市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、横浜市、川崎市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、京都府、大阪府、堺市、寝屋川市、羽曳野市、豊岡市、笠岡市、広島市、高松市、大村市、熊本市、宮崎県、沖縄県

○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。

○当市においても、面識のない家庭に対する証明や、家庭の状況が多様化、複雑化している中で、民生委員が確認できることに限界があることについては日々の業務の中で多々実感している。また、民生委員からも心理的負担や民生委員が証明を行うことに対する疑問の声もあがっている。一方で、公簿上では確認できない本人の申立てにより認定の可否を判断する事例では、第三者の目が入ることで不正受給が一定数防げるという面、また孤立化している家庭への見守りという面で民生委員の協力が重要となるケースも存在する。もし民生委員からの証明を廃止するとすれば、本人からの申立てによる申請要件がある以上、それに代わる確認方法が必要であると考えられる。

○児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務においては、依頼の際に、面識のない住民の事情説明などに時間を要したり、事実確認が難航したりと、実務上、当課の事務処理がスムーズに行えていないこともある。また、当該手続きの廃止を実施することで、民生委員の負担も住民の負担も軽減することに繋がる。

○民生委員から、他住民の利益に関する証明をすることは精神的負担が大きいとの意見があり、証明事務の負担が軽くなることで民生委員のなり手不足解消にも繋がる。

○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。証明事務が廃止されれば、民生委員の負担軽減となる。

○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。

○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

○提案に条件を付せば実現してよい。生活福祉資金貸付は、民生委員が始めた「世帯更生運動」を機に、都道府県社会福祉協議会を事業実施主体とし、市町村社協及び民生委員の協力体制のもと創設された制度。民生委員意見書の取扱いについては、関係機関との慎重な検討を行うべきである。

各府省からの第1次回答

（求める措置の具体的内容の上段について）

民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条においては、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が民生委員の職務として規定されており、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給しようとする者について、その生活実態を把握することは法令上に定められた民生委員の職務の範囲内のものであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たって民生委員の証明書を求めることは妥当な運用であると考えている。

その上で、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。

（求める措置の具体的内容の下段について）

生活福祉資金貸付制度は、戦後の民生委員による、防貧と低所得世帯の自立更生を促進する世帯更生運動が基となりできた制度である。このため、当制度においては、民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとなっている（生活福祉資金貸付制度要綱）。また、本制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を合わせて行なうことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待をしている。このような背景、理念及び目的から、本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の通り、民生委員は住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことと法令上規定されているが、現代においては、価値観の多様化、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の施行など、立法当時の社会情勢から大きく変化しており、適切な把握という概念は、住民個々人の正確な現状把握まで求めているものではないと考えている。そのため、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことが職務である、ということをもって、証明事務を民生委員に求めることが妥当な運用であるとは言えないのではないかと考えている。

「証明事務の基本的な取扱いについてのガイドライン(平成14年全国民生委員児童委員連合会)」でも、民生委員による「証明」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することが原則であるとされており、本市においても、住民から申し出があったことを確認したことの証明としており、実態として証明するに足りる正確な現状把握を行うことは難しいと考えている。

民生委員制度の持続可能性を保持するためにも、民生委員の負担を明確に軽減すべきであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たり民生委員、児童委員等の証明を求めることは廃止すべきである。

生活福祉資金貸付制度については、制度ができた背景はあるものの、当時から社会情勢は大きく変化している。意見書を必須とせずとも、民生委員の活動によって、本制度の利用の促進に貢献できると考えている。また、意見書のあるなしにかかわらず、その後の民生委員による相談支援等において、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図ることは可能であるため、民生委員の意見書は廃止すべきである。

なお、本市の民生委員からも、証明事務・意見書作成事務は負担になっており見直すべきだと意見をいただいているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、事実確認が困難なため、民生委員にとっても負担感や心理的な抵抗が強いとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

民生委員による証明事務等が時代や実態に即していないことは、追加共同提案団体の多さからも明白である。民生委員法第14条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」という規定をもって、民生委員に児童扶養手当の受給資格の証明まで求めることは実態としても困難であり、民生委員による証明事務の廃止や他の証明できる者を検討すべきではないかと考えている。

生活福祉資金貸付制度に係る意見書については、立法当時からの社会情勢の変化等に鑑み、民生委員が担うべき事務を改めて整理し、廃止も含めた民生委員の負担軽減に資する具体的方策をご検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

(求める措置の具体的内容の上段について)

民生委員による証明を廃止することによって、自治体における児童扶養手当等の認定業務に与える影響は大きいものと考えている。加えて、民生委員の中には、熱意を持ち証明事務を行っている方もいることから、完全に廃止することは検討していない。

一方で、立法当時からの社会情勢の変化についても承知しており、民生委員の負担を軽減することも必要であると考えていることから、民生委員・児童委員以外の者で証明をしたことがある者、民生委員等による証明の代替手段、民生委員及び児童委員の証明業務を除いた場合に与える影響等、自治体における実態を調査している最中であり、その結果も踏まえ、民生委員の負担軽減となる方法について、検討してまいりたい。

(求める措置の具体的内容の下段について)

生活福祉資金貸付制度の沿革、理念及び目的、民生委員調査書が都道府県社協の貸付審査や借受人支援において果たす役割等を踏まえつつ、民生委員や社会福祉協議会の意見等も聞きながら、運用の柔軟化による

負担軽減を図る方向で検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(19)】【厚生労働省(45)】

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当関係書類における公印の廃止

提案団体

大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当関係書類のうち、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届について公印廃止を求める。

具体的な支障事例

特に現況届においては、件数が多いため公印を押すためにかなりの時間を費やしている。

左記で挙げた関係書類の年間件数は、

- ・児童扶養手当認定請求書は約 60 件
- ・児童扶養手当所得状況届は約 10 件
- ・児童扶養手当現況届は約 300 件

特に、現況届については時期が集中しており負担となっている。提出期間は8月に1か月間であり、8月に提出された現況届を9月 10 日前後に県に提出しなければならない。全て公印押印が必要とされるほか、記載ミスは全て公印での訂正印も求められている。

県福祉センターにも問い合わせたものの「児童扶養手当施行規則で様式に『印』があるということは、規則で決まっているということなので、公印は押してもらわなければならない。現況届は様式に『印』がないので省略可能であり、公印がなくても違反ではないが、当県では押印を全市町村にお願いしているため、大治町にも押印をして提出してもらいたい」と回答があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務負担の軽減となり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市、柏市、横浜市、長野県、京都府、奈良県、高知県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届については、令和5年度中に児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）を改正し、公印の押印を不要とする。
なお、児童扶養手当現況届については、公印の押印を求めているが、その旨周知する等の対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体の事務負担軽減に対し前向きな回答をいただきありがたい。第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。特に児童扶養手当現況届の公印不要の周知は早めの対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届については、令和5年度中に児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）を改正し、公印の押印を不要とする。
また、児童扶養手当現況届についても、上記と合わせて、公印の押印が不要である旨を令和5年度中に周知する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】
(7)児童扶養手当法(昭36法238)
(i)児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。
また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域子育て支援拠点事業の実施施設及び実施方法の要件緩和

提案団体

高知県、宮城県、広島県、香川県、須崎市、土佐清水市、大豊町、土佐町、大川村、日高村、大月町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく「連携型」の地域子育て支援拠点事業に関して、実施場所については、比較的子育て家庭が多く集まる図書館や公民館、当県が独自に設置している小規模多機能支援拠点等、市町村の裁量により、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所を選択することも可能とすることを求める。また、実施方法については、近隣の児童福祉施設等や市町村の担当課の職員など、連携施設以外の施設に勤務する職員による幅広いバックアップ体制を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

連携型の地域子育て支援拠点事業に関しては、地域子育て支援拠点実施要綱において、実施場所については、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設であること、実施方法については、連携施設に勤務する職員によるバックアップ体制があることが、それぞれ要件として定められている。

しかしながら、当県は年間の出生数が20人未満の小規模自治体が4割以上もあり、平均の延べ利用者数が5人未満の市町村が7市町村あるなど利用者が少ない拠点も多く、また、小規模自治体の中には、そもそも児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設を持たないところもある。このため、特に小規模自治体においては、地域子育て支援拠点事業の実施を断念せざるを得ない現状がある。

また、バックアップ体制については、近隣の児童福祉施設等の職員や市町村の担当課の職員からのバックアップが可能か、実施要綱から読み取ることが困難であると感じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状、事業実施を断念している市町村においても、地域子ども・子育て支援拠点の設置・活用が可能となり、子育て支援の充実に資することができる。

根拠法令等

地域子育て支援拠点実施要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、新潟市、長野県、兵庫県、広島市

○連携施設の選択肢が広がることで、多様な形でのサービス提供が可能となるため、必要な改正だと考える。

各府省からの第1次回答

地域子育て支援拠点事業の連携型については、効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設(連携施設)において、当該施設に勤務している職員等のバックアップを受けることで、一般型で求めている、子育ての知識と経験を有する専任の者「2名以上」との配置要件を「1名以上」に緩和しているものであり、事業の適正な実施の観点から更なる要件緩和は困難である。

一方で、今般の提案は、図書館や公民館など児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所での事業の実施や、連携施設以外の施設に勤務する職員が携わることを求めるものであるところ、地域子育て支援拠点事業の一般型においては、公共施設や公民館、小児科医院等の医療施設などにおける実施が可能となっており、また、職員についても「子育ての知識と経験を有する専任の者」であることを満たしていれば足りることから、一般型として事業を実施していただくこともご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○一般型としての事業実施について

県内の市町村(34)で令和4年の出生数が10名以下の町村は11町村となっており、そのうち町村内に地域子育て支援拠点が設置されていない町村が8町村ある(休止中、広域連合での設置町村含む)。また、現在、保育所併設で連携型を実施している県内3施設の令和4年度の平均利用組数は0.8~1.3組という現状。利用対象者である未就園児がいる家庭が少なくなる中、各町村は2名の専任職員を配置する予算と人材確保に苦慮している状況(財政上事業化できない)。よって、一般型の実施は難しいものと考えている。(そもそも、要綱の内容が小規模自治体の実態を考慮されていないことが支障となり、連携型すら実施困難となっており、一般型の実施となればなおさらである。)

○連携型における実施場所の緩和について

設置場所が「児童福祉施設等」と限定されているため、対象施設がない(使用できない)小規模自治体の事業実施が難しくなっている。事業目的は地域の子育て支援や支援機能の充実であることを鑑みれば、事業実施場所の限定を廃止(緩和)することで支援拠点の増加を図るべきではないか。

バックアップに入る職員は保育士等専門職員である必要がないことは要綱からも読みとれるが、図書館のように市町村の職員が勤務している施設など、同施設内に勤務している職員のバックアップ体制がとれる施設については連携型と同等の対応ができるものと考えており、連携型の施設として認めていただきたい。

なお、一般型では、公共施設や公民館、小児科医院等の医療施設などにおいて実施を可能としているのであるから、連携施設にこれらの施設が追加されてもバックアップ体制が確保されていれば、事業の適正な実施は可能だと考えるが、バックアップ体制を確保した上でこれらの施設を連携施設に追加することで、事業の適正な実施の観点からどのような問題があるのかご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地域子育て支援拠点事業は、子育て親子が相互の交流を行う中で、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援すること等を目的としている。具体的には①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を行うこととしており、これに必要な人員体制として子育ての知識と経験を有する専任の者「2名以上」の職員配置要件を設けている。

その上で、連携型においては、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設において、当該施設に勤務している職員等のバックアップを受けることが可能であるため、子育ての知識と経験を有する専任の者「2名以上」の配置要件を「1名以上」に緩和している。

このように事業目的及び実施方法から鑑みて適切なバックアップ体制は必須であり、バックアップ体制を着実に確保する観点から、その要件として児童福祉の知識や経験を有する児童福祉施設等とすることが必要と考えている。

なお、一般型は、拠点施設に「子育ての知識と経験を有する専任の者」を2名以上配置することとした上で、必要な広さや設備があれば、実施場所は限定しないというものであり、専任の者1名でも実施可能である連携型に必要なバックアップ体制とは別に考えるべきである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

160

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲

提案団体

川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること

具体的な支障事例

私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監督は、認可基準の観点から行う施設監督は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る指導監督は市区町村が監督を行うこととなっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行園には市区町村から施設型給付が行われ、新制度未移行園には都道府県から私学助成が行われているが、新制度未移行の園も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化の手続きや子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。幼稚園に係る各権限が一元化されていないことで、役割分担が曖昧となっており、都道府県と必要以上の事務調整等が発生している。

[事務調整等の具体例]

- ・国の宿舍借り上げ支援事業は市から認定こども園全てに補助が行われる一方で、ICT化推進等事業は県から幼稚園型認定こども園に補助が行われるなど、補助金の性質や国の所管省庁の違いによって、県と市のどちらが補助の実施主体となるか異なっていることから、県と市が独自の補助事業を創設する際に、それぞれの施設を補助の対象とするかなど、その都度調整する必要が生じている。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、支給対象範囲など各自治体の裁量で決めることが可能であるが、原油価格・物価高騰分の対応において、県と市で重複を避けるために双方で検討・調整を行い、迅速性が求められる中、多大な労力を要した。
- ・国が実施する各施設を対象とした調査等においても、その調査の性質等により、その都度、県と市のどちらがどの施設に対して調査を実施するか調整が必要となっている。
- ・厚生労働省・文部科学省・内閣府連名依頼の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について(令和4年9月9日付け事務連絡)」においては、各園に対する書面の調査は、「県は幼稚園・市は認定こども園(全類型)」と対象が明記されていたが、書面の調査に基づく実地調査の対象施設は「管内市町村において実施するなど柔軟に対応して差し支えない」との表現となっており、調査の期限が短い中、県と市、双方の検討・調整に労力を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不要な調整事務等の負担が軽減され、行政の効率化等が図られるとともに、指定都市において幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となり、住民サービスの利便性も向上する。

根拠法令等

学校教育法第4条、第13条、私立学校振興助成法第9条、子ども・子育て支援法第14条、第27条、第38条、第56条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、相模原市、兵庫県

—

各府省からの第1次回答

私立学校行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府県に一元化されているところです。仮に、制度として私立学校へのこれらの権限を一律に市町村に移譲した場合には、人員体制やノウハウの蓄積が十分でない市町村が、私立幼稚園に対する設置審査、指導監督、財政措置を実施する必要性が生じ、行政事務の非効率化を招く恐れがあります。したがって、私立幼稚園に対するこれらの権限を市町村に一律に移譲することは適切ではないと考えています。ただし、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条項で定めることにより、これらの権限を市町村長に移譲することは可能です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村における人員体制やノウハウの蓄積が不十分なため、一律に移譲することは適切ではないとの回答であるが、規模の小さい町や村も含めて一律に移譲をした場合は、指摘のとおり人員体制やノウハウの蓄積の観点から、行政事務の非効率化に繋がる可能性は否定できないものの、本提案は、指定都市への移譲を求めているものである。

既に指定都市においては様々な事務・権限が移譲されており、さらには、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の業務を行っている現状に鑑みれば、私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置等の権限の移譲に向けて、円滑に事務が執行できるよう余裕を持ったスケジュールを組むことにより、これらの課題は解決できるものと考ええる。

なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例はあくまで例外的な制度であることから、指定都市における幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て施策を推進するためには、例外的な対応によらず法律上に明記の上、実施すべきものと考ええる。特に近年、必ずしも法令に根拠を要しない単発での補助事業や調査事業が増えている中で、その実施主体をより明確にするためにも、自治体間での例外的な対応によらず、法律上で権限を明確化しておくことが適切と考える。

また、事務処理特例により対応したとしても、私立学校法第9条に基づき都道府県に置かれる私立学校審議会による審議が引き続き必要とされる場合は、指定都市による一元的な対応は図れず、根本的な解決には至らないことから、事務処理特例による対応ではなく、法律上で整理を図るべきものと考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

私立幼稚園を含む私学行政は、幼稚園から高等学校までの学校段階別に政策判断を行えばよいものではなく、域内の児童生徒数や各段階の学校数、各段階の接続や連携の在り方、公立学校との連携・調整など様々な事情を勘案した上で、域内の私学行政について、幼稚園から高校まで一貫してどのような政策を講じるべきかを検討することによってはじめて、私学振興が適切に図られるものである。一つの学校段階のみを対象に政策を講じることとした場合、視野の狭い行政となり、結果的に私学行政の質の低下を招く懸念がある。

私立幼稚園の入園対象は、必ずしも一市内の幼児のみではなく、市町村を越えて入園してくる場合もあるため、

広域の見地に立って、対象幼児数や既存施設数等を勘案し、施設の適正配置・設置認可を行う必要がある。同様に、私立学校審議会(以下「審議会」)は、当該自治体において、幼稚園から高等学校までの様々な私学関係者を委員に任命し、段階横断的に私学行政全般を見通して判断を行うことで、その域内の私学行政全体の質の確保・向上を図っているところ、幼稚園段階だけを切り出して審議することは適切ではない。特に、私立学校の設置認可について、都道府県に設置された審議会の意見を聴くこととしている趣旨は、広域的な視点に立って、幼児児童生徒等の数の推移や将来的な見通し、ニーズ、公立学校の設置状況等を踏まえたうえで段階横断的な視点も持ちつつ、適正配置の観点から認可を行うことを目的としているところ、幼稚園と幼稚園以外の学校種との連携を断絶すべきでない。

また、高等学校以下の学校のみを設置する学校法人は都道府県が所轄することとなっているが、幼稚園の認可・指導監督権限等を指定都市に委譲した場合、学校法人の所轄庁と幼稚園の所轄庁が異なることや補助金の交付に係る事務の増加等により、かえって行政事務の非効率化や指導監督機能の低下を招く恐れがある。さらに、9つの指定都市から本提案を受けたところ、全ての指定都市が独自に審議会を設置して幼稚園の認可・指導監督を行う等の事務負担を許容できるのかについても疑問が残る。

また、法令に根拠を要しない補助事業や調査事業については、認可や指導監督権限とは直接関係なくそれぞれの事業の趣旨や内容に応じて実施先が決まっており、今回の提案が実現されても、根本的な解決にはならないと考えられる。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化

提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。

具体的な支障事例

現状、計画の策定にあたり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。

「幼児期の教育・保育」(手引き図表1の対象事業1～3)や「放課後児童健全育成事業」(手引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業(手引き図表1の対象事業4、6～11)は、個人の利用意向等に左右される部分が多いため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難である。

実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。

地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画策定にかかる市町村の事務負担が軽減され、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに注力することが可能となる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条～第61条
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年

告示第 159 号)

市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成 26 年1月)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県

—

各府省からの第1次回答

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第 61 条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。

地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。

他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難」とされているが、本提案は、その「地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成」することが現実的に困難な事業について、見直しを求めているものである。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び確保方策の検討に係る事務作業スケジュールは約1年以上にわたるが、このうちの半分程度の期間は「量の見込み」の算定に係る事務が集中的に発生し、アンケート調査の項目の検討や、各事業担当者との綿密な確認作業等、担当者に大きな負担がかかる。

その一方で、時間と労力をかけてアンケート調査等により潜在的なニーズを含めて「量の見込み」を推計しても、提案している各事業においては、高い精度が得られず実務で活用していないのが実情である。

提案している各事業において、「量の見込み」の作成が困難な理由は先に示したとおりであり、そのことについては 16 政令指定都市及び県内6自治体からも賛同を得ている。

なお、第1次回答「他方で」の段落で言及されている、「量の見込み」の作成にあたっての負担軽減は、本提案の求めるものとは異なるが、これまでに示された利用希望把握調査以外の手法の例示は、ワークショップ等の定性的なものしかないので、ご検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
「量の見込み」について、一定の推計の精度が期待できず、算出が困難な事業については、計画の記載事項とする意義が乏しいことから、任意記載事項とすべきではないか。
上記事業が計画の記載事項として必要であるならば、「量の見込み」の算出方法は各自治体の判断に任されているという趣旨が伝わるように通知等で明確にすべきではないか。
加えて、自治体を支援するため、簡便に「量の見込み」を推計できる新たなツールの提供や、「手引き」にある計算式に代わって活用できるような手法の例示をすべきではないか。

各府省からの第2次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の趣旨は、市町村による教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたり、行政側の提供可能な内容のみをもとに関係事業の提供体制を整備するのではなく、子どもたちや子育て世帯における関係事業の利用に係る需要を把握し、これを踏まえた事業計画を策定することで、行政として利用者目線に立った必要十分な子ども・子育てサービスの提供体制を実現しようとするものである。このため、利用希望把握調査等により、潜在的ニーズも含む各市町村における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、適切にサービス利用者の需要を把握することとしている。
こうした中で、仮に市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出を任意化した場合、潜在的ニーズを含む利用者の需要を十分に把握することができず、市町村においてニーズに沿った望ましい子ども・子育てサービスの提供体制を確保することが困難となるおそれがある。したがって、ご指摘の事業についても、直ちに「量の見込み」の算出について、任意化を考えるよりは、まずは、算出方法について、検討を進めていくことが適当であると考えている。
このため、国としても、「量の見込み」の算出方法について、現在「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」や「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)」等においてお示ししている、利用希望把握調査等の結果を活用した方法以外にも、潜在的ニーズも含む利用者の需要を踏まえていると考えられる場合等をお示しすることができるかどうか、各自治体等にも意見を聞きながら、多角的な観点から検討を進めていきたいと考えている。
なお、あわせて、「量の見込み」の算出にあたってどのような方法を採用かは各市町村の裁量・判断に委ねられていることについて、改めて自治体へより明確に周知を行うこととしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(14) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(i) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出については、市町村(特別区を含む。)の判断により、利用希望把握調査以外の手法を用いることも可能であること及び個別の事業ごとの具体的な代替手法の例を通知した。

[措置済み(令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)

提案団体

延岡市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し

具体的な支障事例

【現行制度】

「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経年数に応じて変動する。

【支障事例】

加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育現場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。

また、制度の煩雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生じるなど事務の輻輳化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。

【制度改正の必要性】

加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げて加算要件は満たすものとするが、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑さから解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。

【支障の解決策】

保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみに見直すなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分を含めた明確な算定方法の提示による事務の効率化についてご検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

処遇改善等加算の制度を見直すことにより、事業所の事務軽減と保育士の処遇改善を図り、長く働くことができる職場環境の構築、ひいては質の高い教育・保育を提供できるようになる。

根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、半田市、奈良県、和歌山市、徳島県、熊本市、鹿児島市

○賃金改善実績報告書の省略については慎重な検討が必要と考えるが、当市においても市、施設双方にとって大きな負担となっていることから、制度の簡素化等を行う必要があると考える。

○当市においても、処遇改善等加算制度については、各事業所、市ともに制度内容の理解や申請実績確認など内容が非常に煩雑なため多大な事務負担が生じている。

○処遇改善等加算の制度については、制度そのものが複雑であり、運営法人の職員と行政職員の両者の確認作業等に多大な人的資源が割かれている。また、処遇改善等加算Ⅰで求められている賃金水準の維持についても、法人前年の水準と比較する制度となっており、開始時点の賃金水準が高い場合、支払い残額が連続して発生する等、制度の安定的な継続が困難な状況である。早急な制度の簡略化や見直しが必要と考えている。

○当市においても、対象施設に勤務する保育士一人一人の経験年数の算定に係る審査や、各施設からの問い合わせへの対応等、多大な事務負担が生じている。また、対象施設においても、保育士の従事証明書等の提出による事務負担が生じているほか、煩雑な制度内容であるために、制度理解や職員への周知に苦慮している。

○施設、事業所から処遇改善等加算の制度が分かりづらいとの声や改善してほしいとの要望が多くある。事務も煩雑であるため施設、事業所への負担も大きく、本来考えるべきである「保育」について十分に検討できていないとの声もある。

○処遇改善等加算Ⅲが追加されたことで、自治体、施設ともに、事務負担がさらに増加している。既存の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱへ統合するなど、制度の簡素化を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの制度が煩雑であるため、市町村も保育施設も理解が進みづらい状況。結果として、認定を行う都道府県担当部局においても、書類の確認と、市町村を通じた各施設との疑義照会、回答に多くの時間と労力を費やしており、制度の簡素化等による事務の効率化について検討されることを要望する。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の事務手続きについては、

- ・都道府県等を集めた会議での説明・制度の解説資料による周知徹底
- ・自治体からの照会の多い内容等についてのFAQの作成

等に取り組んできたところであり、引き続き、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等について検討してまいりたい。

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育給付の認定を受けた子どもが保育所等から教育・保育の提供を受けた場合に、当該子どもについて公定価格に基づいて施設型給付費を支給することとされており、利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組みの導入は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

解説資料やFAQの作成・周知については、自治体や施設の声拾いつつ引き続き取り組んでいただき、施設の職員が処遇改善制度をより正確に理解できるよう、しっかりと保育現場に届く方法での周知をお願いしたい。

しかし、制度そのものが煩雑であるため、資料だけで保育現場の理解が十分に図られるとは考えにくい。当然自治体側も制度の理解を深め、施設に丁寧な説明を行っているが、多くの追加共同提案やその支障事例からも分かるように、現に、保育現場からは様々な疑義が生じており、問い合わせ対応も含め、双方に多大な事務負担が生じている。

なお、導入困難とご回答いただいた『利用子どもではなく、該当施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組み』については、制度の簡素化の一例として挙げたものであり、こうした算定方法の簡素化を始めとする制度自体の簡素化に向けた見直しをご検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

保育士等に対する処遇改善等加算の手続きに関しては、処遇改善等加算の趣旨を踏まえた適正な加算の実施を担保するために、賃金改善計画書や実績報告書の提出等を求めているところ。
一方で、ご指摘のとおり、手続きの簡素化や効率化を図ることや、必要な請求手続きについて、しっかりと説明・周知を行っていくことも重要である。
そのため、一次回答のとおり処遇改善等加算の事務手続きについて、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等に引き続き取り組むとともに、事務負担の軽減についても検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(14)(vi)】【文部科学省(14)】
子ども・子育て支援法(平24法65)
施設型給付費等に係る処遇改善等加算I(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、算定方法の解釈を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中であっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- | | |
|------------|-------------|
| ①採用申請 | 約 1,000 件/年 |
| ②返還免除・猶予申請 | 約 500 件/年 |
| ③返還者等の現況確認 | 約 3,500 件/年 |

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付に係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

各府省からの第2次回答

当該事業へのマイナンバーの利用については、提案団体におけるマイナンバー利用方法等の意向を踏まえつつ、他都道府県でのニーズ等も考慮し引き続き検討してまいりたい。

なお、マイナンバーの利用に当たっては、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のため、関係法令の規定等に基づき、基本方針の策定や組織体制・内部規程の整備、不正アクセス等への防止策や特定個人情報保護評価といった各種保護措置を講ずる等の対応が必要であることに留意が必要である。

また、マイナンバーによる情報連携以外の方策として、申請時にマイナポータル API(自己情報取得 API)を活用することで、情報連携せずとも、添付書類の削減及び事務処理負担の軽減が可能となるため、マイナポータル API(自己情報取得 API)の活用についてご検討いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【子ども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(i)】【総務省(19)(iii)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータル API(自己情報取得 API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和5年度中に周知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。
(例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等

具体的な支障事例

【現状】

現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。

【支障】

協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後とりまとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に係る事務や交付申請内容の確認時に承認状況の確認など一定の事務負担が毎年度発生している。

児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。

また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議プロセスを省略または簡素化することで、承認申請協議に伴う地方公共団体の負担が軽減されるほか、やむを得ない事情により承認を受けられず補助対象外となる施設数が減少し、支援の充実につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱

放課後児童健全育成事業実施要綱

令和4年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位の確認について(事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、盛岡市、茨城県、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、広島市、高知県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

放課後児童クラブの運営費に係る補助については、こどもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。

一方で、

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、

・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方針においても、児童数の要件を設けていないこと、

・過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたことから、平成27年度より、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からはこども家庭庁長官）が認めた場合

のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとした。

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童クラブの補助金交付において厳正に精査する必要があることは理解しているが、放課後児童健全育成事業においては加算メニューが多岐に渡っていることから、交付申請・実績報告における事務作業が複雑であり、事業所・市町村・県ともに膨大な事務作業が生じている。

一方で、10人未満の支援の単位について厚生労働大臣に行う協議のうち、特に「継続」案件については、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成28年3月11日現在）」のNo.9で示された事例以外であっても、10人未満での事業実施となっている背景や事業実施の必要性等について、現状でも特に記載を求められていない。加えて、小学校区内に他の放課後児童クラブが存在しない場合は、当該児童クラブの必要性は極めて高いと判断可能と思われる。

以上のような現状等に加え、これまでの協議事例の蓄積等から、「継続」案件をはじめとする、より多くの「承認を要しない類型の追加」に速やかに取り組んでいただき、事務の負担軽減や利用者支援の充実のため、本事業における事務の簡素化を強く希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加について、中山間地域及びオールドニュータウンをはじめ、どこまで可能か検討した上で、スケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

本提案については、自治体、国双方の事務の効率化につながる部分もあることから、こども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で、具体的な類型等について、速やかに検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁】

(1) 児童福祉法(昭22法164)

(ii) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化

提案団体

兵庫県、姫路市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員(以下「委員」)による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。
(なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとする。)

具体的な支障事例

【現状】

本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた民児協が手作業で集計を行っている。

(当県内の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ役の民生委員に報告を行った後、とりまとめ役の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多い。)

【支障】

各地区で取りまとめを行う民生委員にとっては集計作業による事務負担が大きい。(なお、Excel等を用いた電子媒体による報告については、パソコンを日常利用していない民生委員も多く、活用にあたってのハードルが高い。)

また、民児協では、紙帳票を一定期間保管しなければならず、集計事務の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

委員が各自の端末(スマートフォン等)でいつでも報告できるようになり、委員の利便性の向上と負担軽減が図られる。

また、報告とりまとめの負担が軽減しデータ活用も可能となるうえ、紙帳票の保管が不要となる。

根拠法令等

統計法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、藤岡市、川崎市、相模原市、石川県、浜松市、名古屋市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、奈良県、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、熊本市、沖縄県

○当区においても、委員→民児協→所管課への報告は紙ベースのため、提出に対する負担や時間の制約を受け、集計に際しても一件一件入力する都合上、負担が生じている。委員が普段より使い慣れている各自の端末（パソコンではなく、スマートフォン等）を利用し、報告ができれば、時間の制約を受けず、負担が軽減されるほか、紙の削減により環境への負荷も軽減される。

○各地区で取りまとめを行う民生委員の負担となっている。簡易的に入力できる入力フォームがあると負担軽減になる。

入力項目が簡略化されると、より負担軽減につながる。

○当市でも各民生委員から提出された活動報告を地区民児協でまとめ、その後区、市へと提出することになっている。オンライン化することができれば、民生委員も毎月各自で紙ベースで報告する手間を省くことができる上、集計作業の負担軽減も図ることができる。

○年齢が高い民生委員が多い状況であることから、「委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なもの」でオンライン化が可能であれば、取りまとめを行う、民生委員及び事務局の負担軽減につながる。

○月例報告書の作成が負担になっているとの声が寄せられている。

定例の月例報告の簡素化と効率化を図るため、スマホやパソコン等で入力できる、民生委員専用アプリの開発など、ICT化を進める要望がある。

○活動報告は、記入方法が複雑であることに加え、集計方法が手間であることから、錯誤が多く、統計の信頼性を低下させるだけでなく、民生委員の負担にもなっている。したがって、オンライン化して、入力補助、エラーチェック、修正報告、自動集計等の機能を搭載することで、これらの問題を解決することに繋がると考える。

各府省からの第1次回答

ご提案のオンライン化については、各自治体・民生委員児童委員協議会によって活動記録の集計方法が様々な中で、国統一のオンライン化に伴う影響（スマートフォンを所有していない場合はどのように報告するのか、紙ベースを望む場合への対応等）等の課題があるため、対応困難である。他方、福祉行政報告例について、関係団体等の意見を踏まえて、調査項目の簡素化を図る等、負担軽減に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和4年度に全国民生委員児童委員連合会が行った調査では、民生委員・児童委員（以下「民生委員」）同士の情報共有方法として、「LINE等の活用」との回答割合が令和2年度同調査と比較して大幅に増加しており（令和2年：18.4%⇒令和4年：40%）、SNSの活用が進んでいることや、民生委員の中心世代である60歳、70歳代でもスマートフォン等所有率が相当高まっている現状（「2022年一般向けモバイル動向調査（株式会社NTTドコモモバイル社会研究所）」によると60歳代で約9割、70歳代で約7割が所有）を踏まえると、オンライン化による懸念点は相当程度払拭されると思料される。（なお、委員が紙ベースでの報告希望の場合は、民児協等による代理入力で対応可能と思料される。）

また、「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書（令和3年3月）」によれば、民生委員の候補者推薦の課題として「民生委員の役割・業務内容が負担」との回答が8割弱あり、同調査では民生委員の担い手確保に向けた提言として「ICTを活用した民生委員・児童委員の負担軽減」も示されている。現状、多くの自治体が本提案と同様に、現行の報告方法に課題があると主張していることから、報告のオンライン化について早急に検討すべきと考える。

なお、負担軽減に向け福祉行政報告例の調査項目の簡素化を図られるとの回答であるが、同調査は地域共生社会づくりの取り組みにおいて主要な担い手である民生委員の活動内容を把握・評価する上で非常に貴重な資料と認識しており、調査項目の維持は図りつつ、回答・集計方法など事務負担の軽減を図る視点が重要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案のオンライン化については、各自治体・民生委員児童委員協議会によって活動記録の集計方法が様々な中で、国統一のオンライン化に伴う影響(スマートフォンを所有していない場合はどのように報告するのか、紙ベースを望む場合への対応等)等の課題があることから、ご提案内容による負担軽減は対応困難と考えている。

他方、福祉行政報告例について、民生委員の当事者団体からの報告事項が過大であり、内容についても現状との齟齬があるとの意見を踏まえて、今年度から、調査項目の簡素化やエクセル入力による手書きの廃止、集計業務の省力化を図ることによる負担軽減策の検討を予定しており、検討結果を基に、令和6年度を目処に統計法に基づく手続きを行い、民生委員の負担軽減を図ることとしている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【こども家庭庁(12)(ii)】【厚生労働省(35)(ii)】

統計法(平19法53)

民生委員・児童委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し

提案団体

兵庫県、加古川市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること

具体的な支障事例

【現状】

「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。

[証明する内容]

- ・受給資格者が母である場合、対象児童と同居しないでこれを監護していること
- ・受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること
- ・対象児童の父母が事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したこと
- ・受給資格者が前年の一二月三日において児童の生計を維持したこと 等

【支障】

従来は、民生委員等が日常的に住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われるが、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員等に依頼し、事実確認が困難なケースも多い。

このため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給資格の証明を行う者を拡大することで、民生委員の心理的負担・業務負担の軽減と、申請する住民の証明依頼先が増えることによる利便性向上・心理的負担の軽減等が図られる。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則第1条
特別児童扶養手当法施行規則第1条
児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、川崎市、相模原市、石川県、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、広島市、佐世保市、熊本市

○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。

○民生委員においては、地域における福祉的課題が複雑化している中で、活動内容も増え、負担が大きくなっている現状があるため、受給資格の証明を行う者が拡大することは、民生委員の負担軽減に繋がるものと考えられる。また、証明がスムーズに行えるようになることで、当課の事務処理においても、迅速な対応に繋がるものと考えられる。

○生計の維持や婚姻関係など、民生委員が把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員の負担となっている。

○当県でも民生委員が疾病等で入院し、一時的に地域の民生委員が空白状態となるケースが報告された。こうしたケースで証明が得られないと、受給資格者に不利益が生じる恐れがある。

○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。見直しされれば民生委員の負担軽減となる。

○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。

○当市でも同様に地域のつながりが希薄化していることから、事実確認が難しく、また実際の訪問やその準備に体力的、心理的な負担も大きいという声がある。そのため、民生委員に限らず、業務を担当する部署、職員による実地訪問などの確認でも十分な証明とみなしてよいと考える。

○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

昨今、特に地方においては人口減少、少子高齢化の急速な進行とともに、人と人とのつながりの希薄化により、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症、生活困窮やひきこもりによる貧困の連鎖、8050問題やヤングケアラーなど、多くの福祉課題が生じている。

これらの福祉課題への対応で民生委員、児童委員の活動は増加し、その業務負担が大きくなる一方、民生委員、児童委員の欠員は増加傾向であり、業務負担軽減となり手確保が喫緊の課題であることから、回答頂いた民生委員、児童委員以外の証明できる者について、早急にお示し頂きたい。

しかし、現場の民生委員、児童委員からは「民生委員、児童委員等の証明は、住民からの生活実態の聞き取り等を行うのみであり、面識のあるなしに関わらず、客観的な事実を証明することは難しい。」「生活実態を把握できない状況で、手当の受給資格に関わる証明を行うことは、心理的な負担が重い。」「仮に民生委員、児童委員以外の者であっても、客観的な事実を証明することは難しいのではないか。」という意見も伺っているところである。

こうした意見も踏まえると、「民生委員等の証明書について、必要性の根本的な検証」、「現地調査ありきではなく、書類や資料を用いた確認方法の検討と明示」、「審査担当課から他部門、他機関へも、受給資格確認時に情報提供等を求めることができる権限の付与」など、「民生委員、児童委員等の証明」以外の確認手段の導入についても検討すべきであると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員に負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

民生委員による証明事務等が時代や実態に即していないことは、追加共同提案団体の多さからも明白である。民生委員法第14条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」という規定をもって、民生委員に児童扶養手当の受給資格の証明まで求めることは実態としても困難であり、民生委員による証明事務の廃止や他の証明できる者を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

本提案に加え、管理番号149においても類似する「児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明」の提案がなされていることを受け、児童扶養手当の証明事務における実態や代替手段等について調査を行っているところであり、その結果も踏まえ、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等、民生委員の負担軽減となる方法について、検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(19)】【厚生労働省(45)】

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。